



第2次 諫早市
総合計画
2016 ▶ 2025



笑顔あふれる希望と安心のまち
ひとが輝く創造都市・諫早





はじめに



本市は、古くから県内における交通の要衝として大きな役割を果たしており、特性の異なる3つの海と県下最大の穀倉地帯である諫早平野、さらには県内随一の工業団地を有するなど、県央の拠点都市としてこれまで着実に発展してまいりました。

一方、少子高齢化・人口減少社会の進展や安全安心に対する意識の高まり、グローバル化の進展など時代の潮流に的確に対応するとともにこれまで以上に本市の強みを活かし、子育て支援や雇用の場の創出、定住環境の整備などに取り組むことで、「住みやすい」「住んでみたい」「住んでよかった」と言われるようなまちづくりを進めていく必要があります。このような中、これからの新たな10年に向け、市議会の議決を経て「第2次諫早市総合計画」を策定いたしました。この過程におきましては、総合計画審議会における大変熱心な御議論、アンケートなどによる市民の皆様からの御意見、市議会からの御提言をいただき、同時に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら取り組んでまいりました。

御協力を賜りました市議会、審議会委員を始め多くの市民の皆様にも、改めて深く御礼を申し上げます。

今後は「ひとが輝く創造都市・諫早」の実現のため、将来に希望を持ち安心できる子育て支援を始め、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業に向けたまちづくりや新産業団地の整備などの取組を推進することで、「笑顔あふれる希望と安心のまち」を目指してまいります。

市民の皆様におかれましては、計画の推進に対し、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

平成28年3月
諫早市長 宮本 明雄

目 次

第1章 計画策定の趣旨と概要

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の概要	3
第3節	計画推進の考え方	3

第2章 諫早市の概要と時代の潮流

第1節	諫早市の概要	6
第2節	時代の潮流	15
第3節	今後10年の主な出来事	18

第3章 将来都市像と基本目標

第1節	本市の将来都市像	22
第2節	将来都市像の実現を目指す3つの基本目標	23
第3節	計画実現に向けた基本姿勢	23
第4節	想定人口	24

第4章 将来都市像を実現するための政策・施策・基本姿勢

第1節	将来都市像を実現するための政策・施策体系図	26
第2節	重点プロジェクト	27
第3節	将来都市像を実現するための8つの基本政策とその展開	29
1	【基本政策1-1】 健やかなひとづくり	29
2	【基本政策1-2】 ところ豊かなひとづくり	39
3	【基本政策2-1】 地域特性を活かした農林水産業	55
4	【基本政策2-2】 活力あふれる商工業の振興と雇用の創出	65
5	【基本政策2-3】 地域資源を活かした観光・物産	73
6	【基本政策3-1】 安全なまちづくり	81
7	【基本政策3-2】 安心なまちづくり	87
8	【基本政策3-3】 快適なまちづくり	97
第4節	計画実現に向けた基本姿勢 4-1	115

第5章 市民意向の把握等

1	市民等意向の把握	122
	(1) 市民アンケートの主な項目	123
	(2) 東京諫早会会員アンケートの主な項目	132
	(3) 市民ワークショップでの主な意見	138
2	第1次総合計画の分析	139

資料編

	諫早市総合計画審議会委員名簿	144
	諫早市総合計画策定の経過	145
	諮問／答申	147



【市章】

諫早市の「い」の文字を6つの輪（旧1市5町）で構成し、「調和する美しい自然風景と歴史」、「元気に響き合う市民の心」、「未来へ飛躍する諫早市の姿」を表現しています。また、中央の白地が長崎県の「N」にも見え、県央に位置する諫早市を象徴しています。



【市の木】

ヒゼンマユミ

◎肥前真弓

◎ニシキギ科 ニシキギ属

ニシキギ科の常緑樹で高さ8 mほどになり、春に淡緑色の小さな花を開き、晩秋に熟してオレンジ色のきれいな実を付けます。国指定天然記念物である諫早市城山^{しろやまだん ちせい}暖地性^{じゅそう}樹叢の樹木の一つで、学術的にも貴重な本市を代表する木です。



【市の花】

ツクシシャクナゲ

◎筑紫石楠花

◎ツツジ科 ツツジ属

ツツジ科の常緑低木で高さは2～4 mになります。春に淡紅色のきれいな花を付けます。多良岳ツクシシャクナゲ群叢が国指定天然記念物に指定されており、全国に誇ることができる貴重な花です。

第1章

計画策定の趣旨と概要

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の概要
- 第3節 計画推進の考え方



眼鏡橋（諫早地域）

第1章 計画策定の趣旨と概要

第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする「ひとが輝く創造都市・諫早」を将来都市像に掲げた「総合計画」を策定し、その実現に向けた各種施策を推進することにより市勢の均衡ある発展に取り組み、本市の将来を見据えた土台づくりに努めてきました。

近年、少子高齢化・人口減少社会の到来や東日本大震災を契機とする安全安心に対する意識の高まり、グローバル化*の急激な進展、経済環境の激変など我が国を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化しています。

本市においては、これらの影響のほか、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業に向けたまちづくりをはじめ、雇用・定住環境の整備などの大きな課題に直面しており、平成18年当時とは大きく様相が異なっています。

時代の流れとともに今後の課題を的確に捉え、市民や関係機関等と連携しながらまちづくりを進めていく必要があることから、10年後の本市の目指す姿を明らかにして、その実現のための取組の方向性を体系的に示す「第2次諫早市総合計画」を策定することとしました。

* グローバル化 経済活動や社会活動などが地球規模でつながり、広がっていくこと。

第2節 計画の概要

1 計画の名称

計画の名称は「第2次諫早市総合計画」とします。

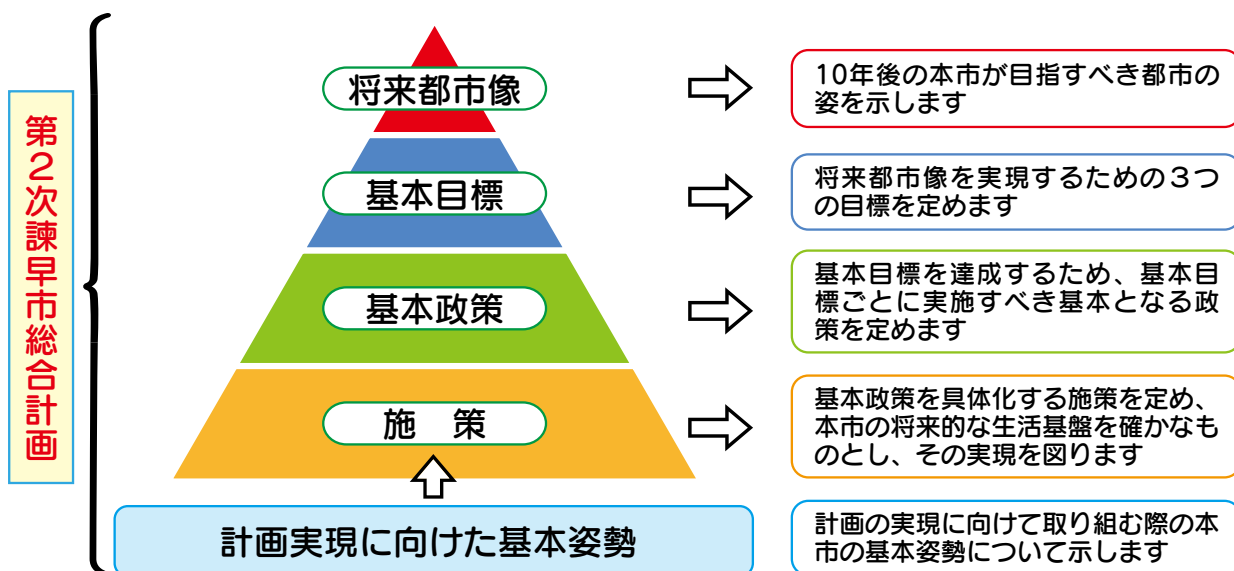
2 計画の期間

計画の期間は、現行の総合計画との整合性や継続性を踏まえ、平成28年度を初年度とし、平成37年度までの10年間とします。

3 計画の構成

総合計画は、「将来都市像」、「基本目標」、「基本政策」、「施策」及び「計画実現に向けた基本姿勢」で構成します。

「施策の展開」は、施策実現のための主な取組を表示しています。



4 他の計画との関係

総合計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる総合的なまちづくりの計画です。

第3節 計画推進の考え方

この計画は、10年後の本市の将来都市像を実現していくために、市民と行政が力を合わせて推進していくものです。

国、県、近隣市町、さらには大学、金融機関などの民間の機関とも連携を図りながら、市民に笑顔があふれ、将来に希望を持ち安心して暮らせるまちをつくります。

第2章

諫早市の概要と 時代の潮流

第1節 諫早市の概要

第2節 時代の潮流

第3節 今後10年の主な出来事



東園駅周辺（多良見地域）

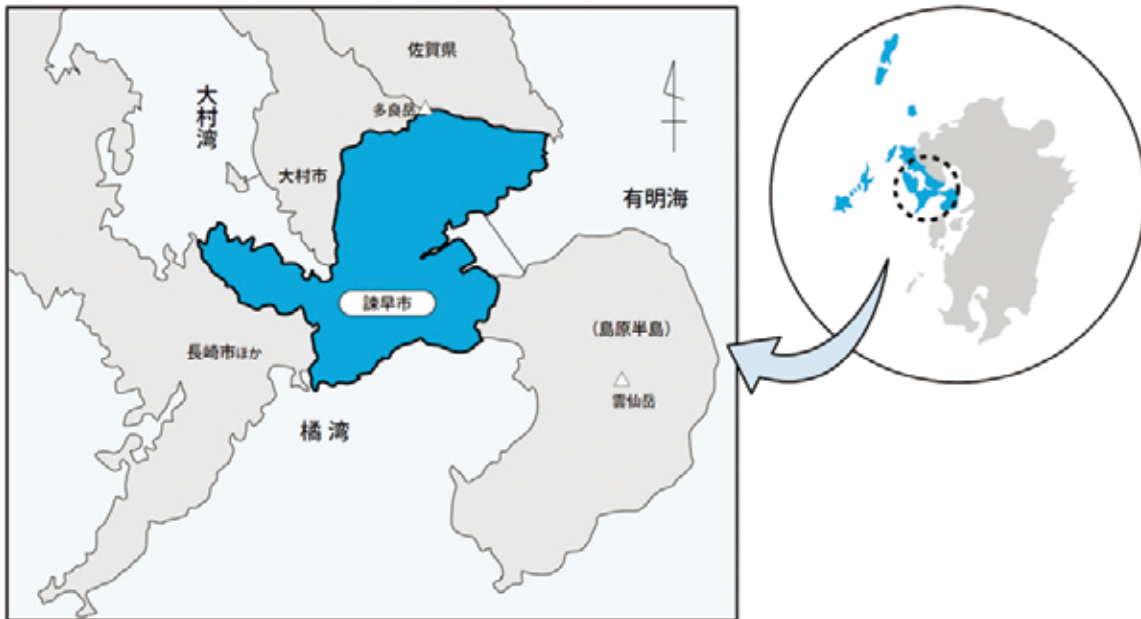
第2章 諫早市の概要と時代の潮流

第1節 諫早市の概要

1 地理

本市は長崎県南部の中央に位置し、長崎・島原・西彼杵の各半島の結節部にあり、古くから交通の要衝として大きな役割を果たしています。また、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾と三方を海に囲まれ、北は多良山系を望み、四季折々の豊かな自然に恵まれています。市の中心部を流れる本明川は市街地を流れて有明海に注ぎ、下流の諫早平野は県下最大の穀倉地帯です。

気候は一年を通して温暖で、豊かな自然と交通アクセスなどバランスの取れた都市環境にあり、産業用地や住宅地としても優れたポテンシャルを有しています。



市の面積

● 341.79 km²

人口と世帯数

- 総人口 138,136人
- 人口(男) 65,030人
- 人口(女) 73,106人
- 世帯数 51,842世帯
(平成27年国勢調査速報値人口)

九州・沖縄、県内自治体における位置

● 面積 九州・沖縄 38位 / 274市町村
長崎県内 5位 / 21市町

● 人口 九州・沖縄 14位 / 274市町村
長崎県内 3位 / 21市町
(平成27年国勢調査速報値)

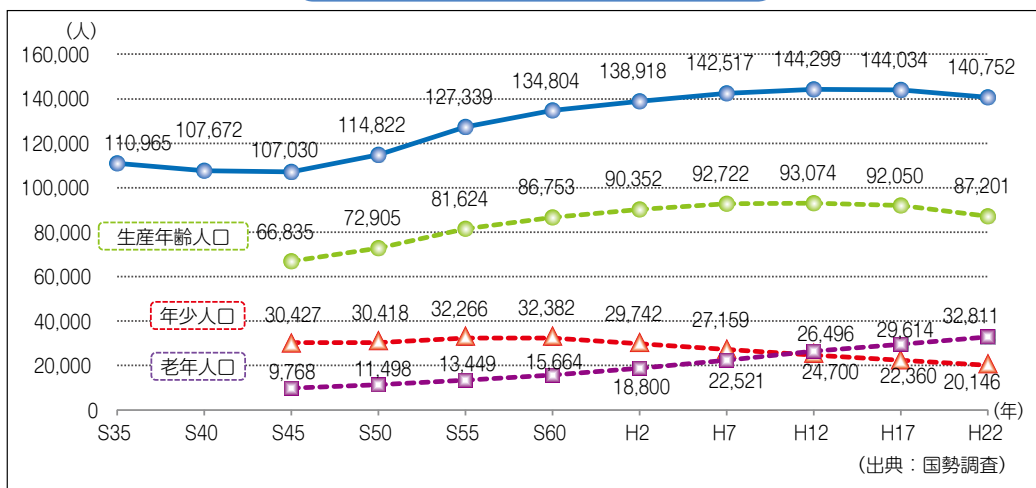
2 人口・世帯数

総人口と年代別人口の推移

本市の人口は、人口減少と少子高齢化が緩やかに進行しています。国勢調査の結果では、昭和50年から増加を続けてきましたが、平成12年の14万4,299人をピークとして減少に転じ、以後その傾向は続いています。

人口の構成を見ると、年少人口（14歳以下）は昭和60年をピークに、また生産年齢人口（15～64歳）は平成12年をピークに減少を続けています。これに対し、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、平成12年には年少人口を逆転するに至りました。

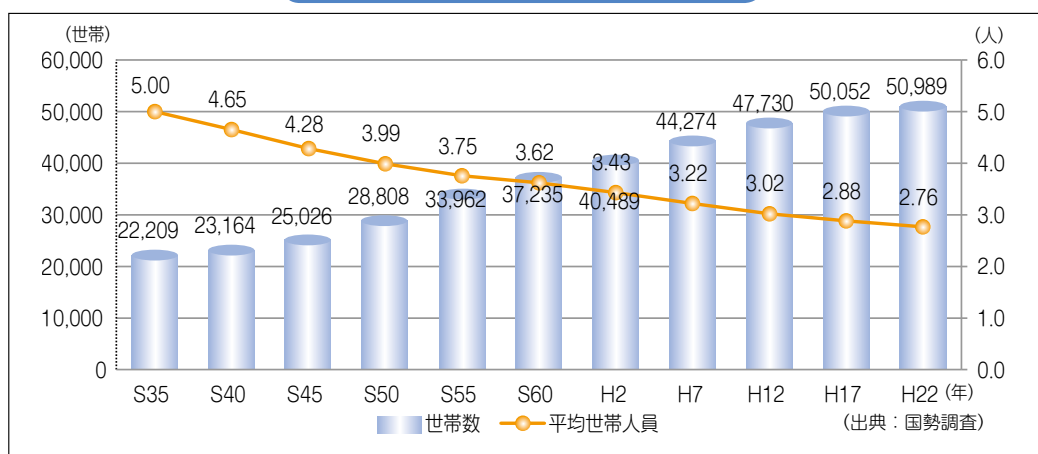
本市の総人口と年代別人口の推移



世帯数の推移

世帯数は、一貫して増加傾向にあり、平成22年には50,989世帯となりました。一方、平均世帯人員は減少しており、単身世帯の増加、核家族化など世帯構成の多様化が進行しています。

世帯数の推移



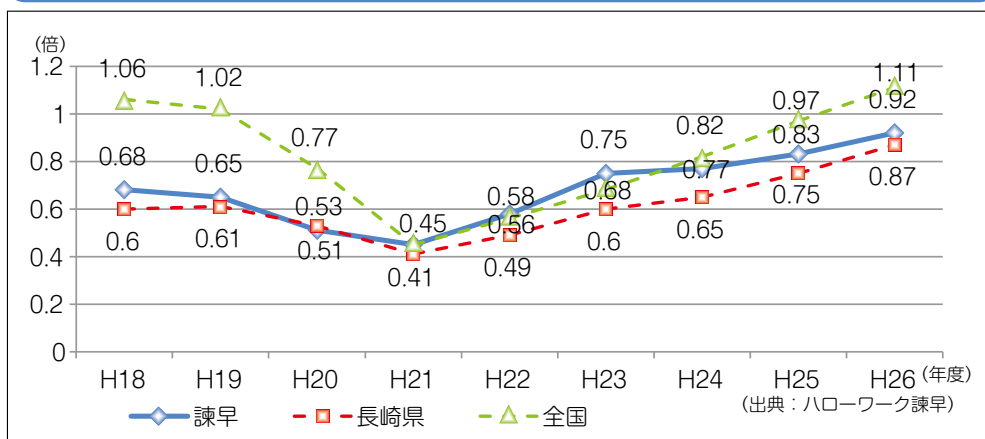
3 雇用・所得

雇用

諫早公共職業安定所（ハローワーク諫早）管内の有効求人倍率は、平成26年度は0.92倍となり、平成21年度の0.45倍から大幅に改善しています。

全国の1.11倍と比較すると下回っていますが、長崎県の0.87倍よりは上回っています。なお、平成28年3月時点では1.24倍で、改善基調は続いていると言えます。

諫早公共職業安定所（ハローワーク諫早）管内の有効求人倍率の推移

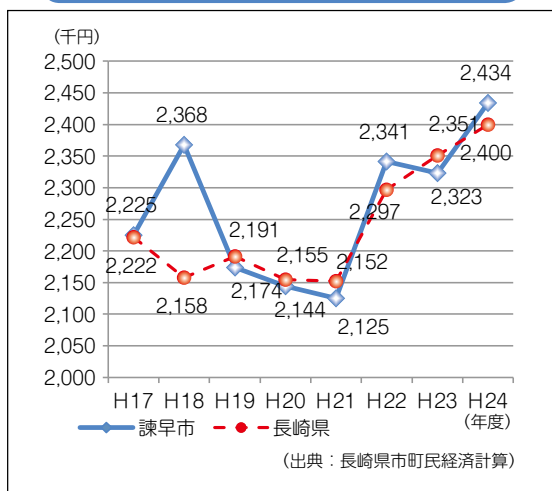


所得と総生産

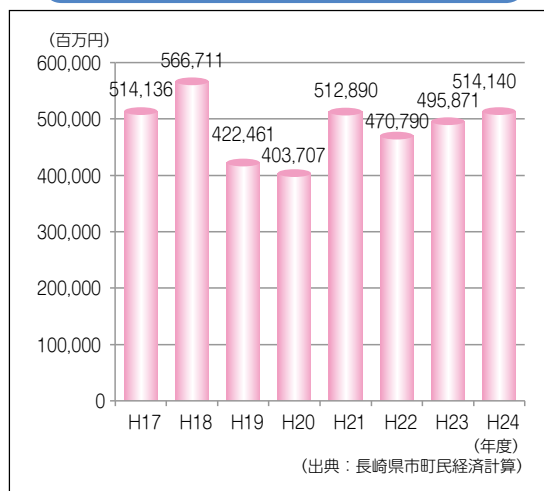
市民一人当たりの所得額は、平成24年度は約243万4千円となり、近年の推移を見ると、平成21年度に212万5千円と大きく減少した後は、増加傾向が続いています。

本市の総生産額は、平成24年度は5,141億4千万円となり、近年の推移を見ると、平成20年に4,037億7百万円と大きく減少した後、増加傾向に転じています。

一人あたりの所得額の推移



諫早市総生産の推移

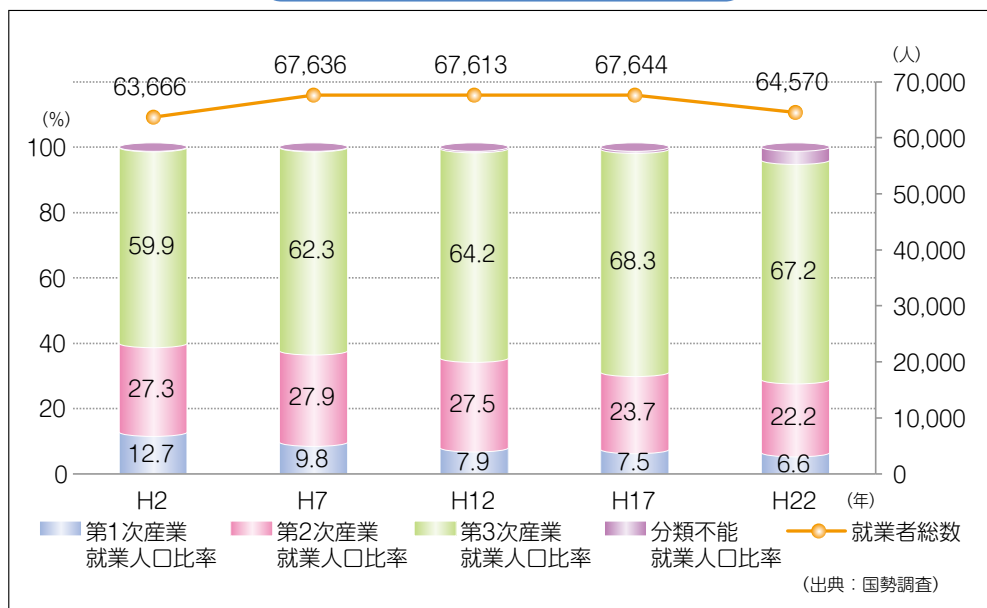


4 産業

本市の就業者数は、平成22年の国勢調査で64,570人となっており、平成17年から平成22年にかけて約3,000人減少しています。

産業別の構成比では、第1次産業^{※1}6.6%、第2次産業^{※2}22.2%、第3次産業^{※3}67.2%となっており、平成2年と比較すると平成22年は、第1次産業と第2次産業の就業者割合がそれぞれ減少している一方で、第3次産業の就業者割合が増加しています。

就業者数・産業別就業者割合の推移



分類不能は、主に調査票の記入が不備であるか又は記入不詳により、いずれの項目にも分類しえないもの。

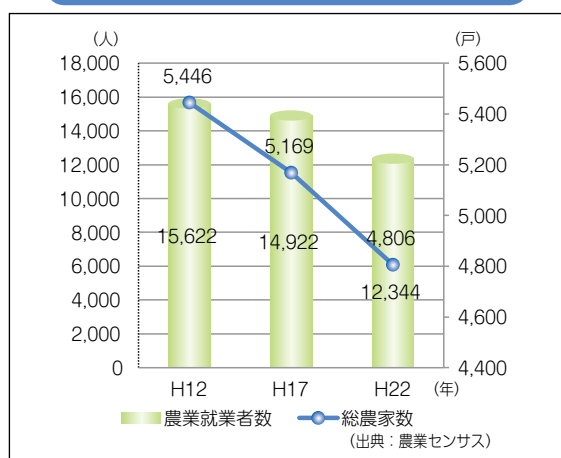
- ※1 第1次産業 産業のうち、農業・林業・水産業など直接自然に働きかけるものをいう。
 ※2 第2次産業 産業のうち、地下資源をとりだす鉱業と、鉱産物・農林水産物などをさらに二次的に加工する工業をいう。工業には製造業（狭義の工業）と建設業とが含まれる。
 ※3 第3次産業 商業・運輸通信業・サービス業など、第一次・第二次産業以外のすべての産業を指す。

農業

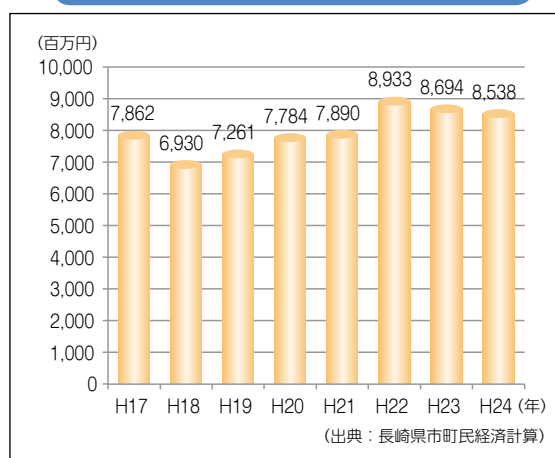
農業就業者数は、平成22年は12,344人で、平成12年と比較すると約21%減少しています。また総農家数も、平成22年は4,806戸で、平成12年と比較すると同様に減少が続いています。

農業にかかる総生産額は、平成24年は85億3,800万円で、平成22年をピークに緩やかな減少傾向を示しています。

農業就業者数・総農家数の推移



総生産（農業）の推移

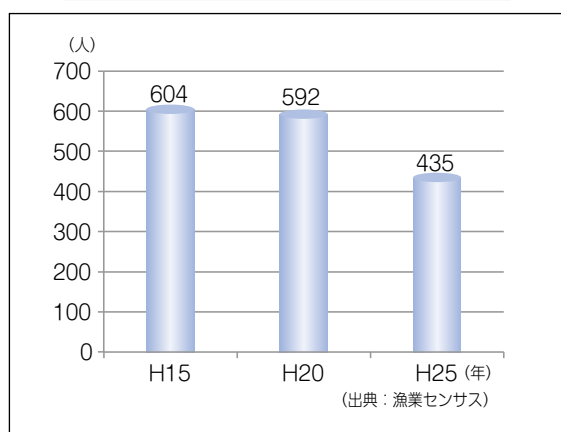


漁業

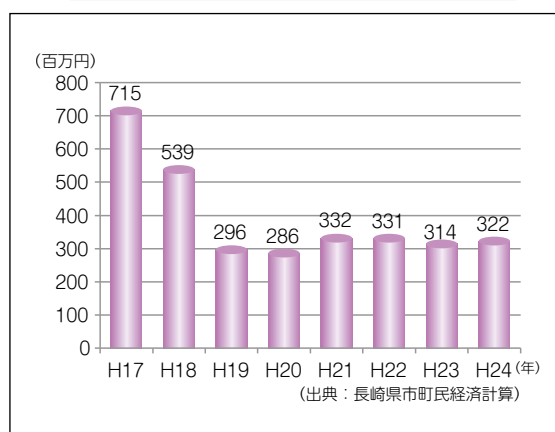
漁業就業者数は、平成25年は435人で、平成15年と比較すると約28%減少しています。

漁業にかかる総生産額は、平成24年は3億2,200万円で、平成17年と比較すると大幅に減少しているものの、平成19年以後はほぼ横ばいで推移しています。

漁業就業者数の推移



総生産（漁業）の推移

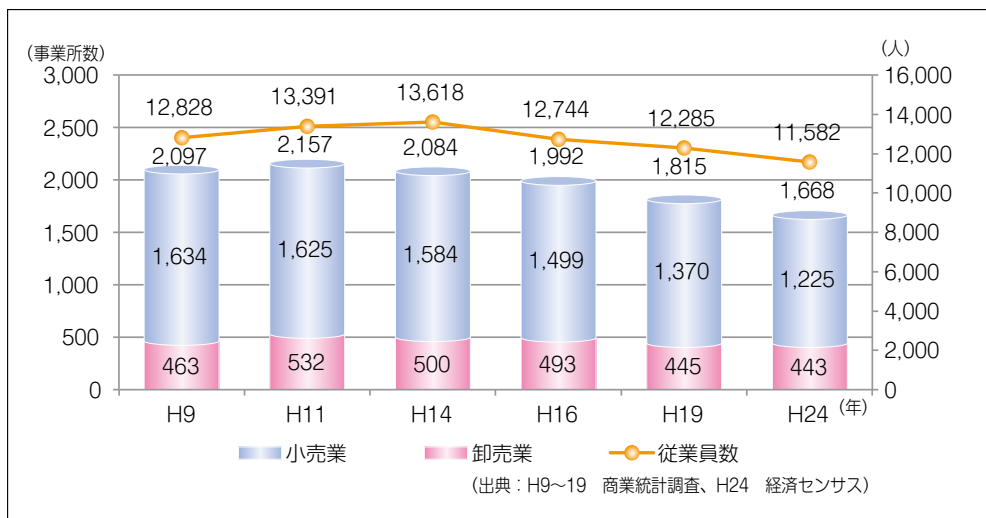


商業

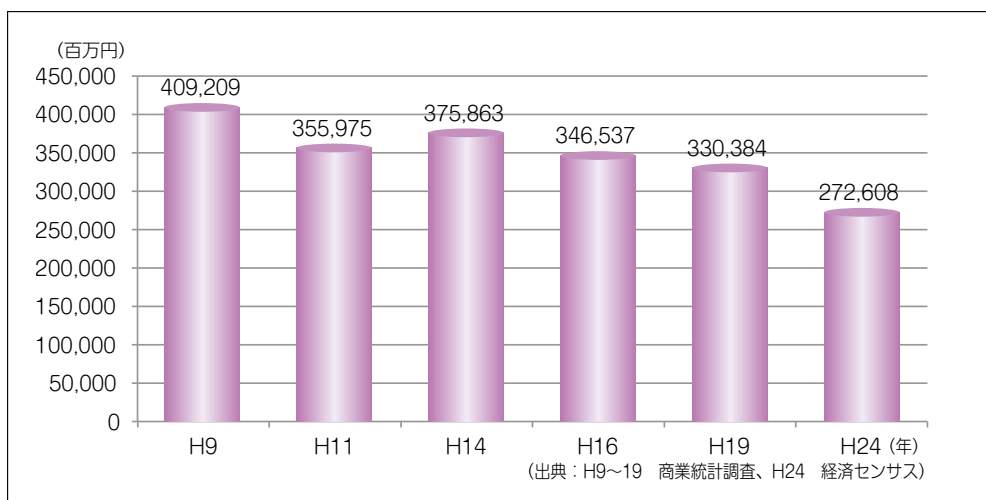
商業については、平成24年の本市の事業所数は1,668事業所で、平成11年をピークに減少しています。また従業員数は11,582人で、平成14年をピークに減少傾向にあります。

平成24年の年間商品販売額は2,726億800万円で、平成9年と比較して約33.4%減少しています。

事業所数と従業員数の推移



年間商品販売額の推移

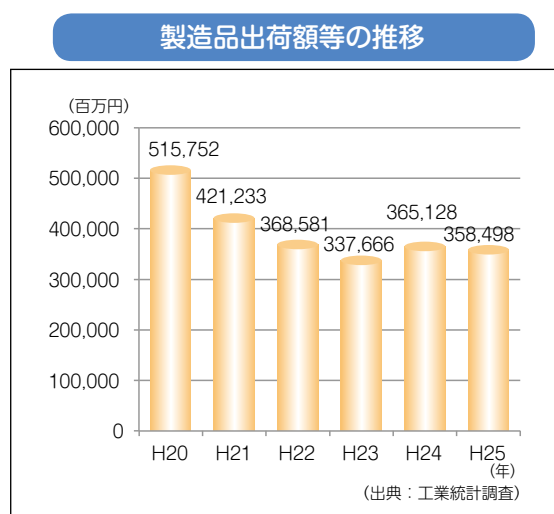
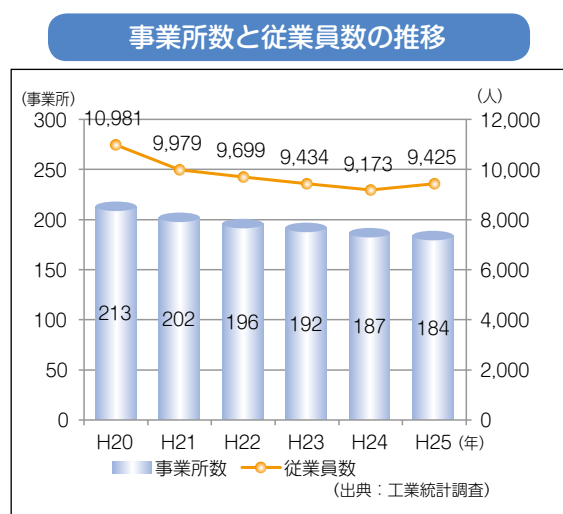


工業

工業の事業所数は、平成25年は184事業所で、平成20年以後緩やかな減少が続いています。一方従業員数は、平成25年は9,425人で、平成20年よりは減少していますが、平成24年と比べると増加しています。

製造品出荷額等は、平成25年は3,584億9,800万円で、平成20年からは大きく減少していますが、平成24年以後は持ち直しの傾向が見られます。

産業団地については、平成26年4月から西諫早産業団地の分譲を開始しており、平成28年3月末現在では約60%の分譲用地に企業の進出が決定しています。



産業団地の概要

	総面積	分譲面積	分譲開始 (進出時期)	立地企業数 (進出決定企業数)	分譲率 (面積ベース)
諫早貝津工場団地	約14ha	約13ha	昭和38年	7社	100%
山の手工業団地	約15ha	約10ha	昭和48年～	30社	100%
諫早中核工業団地	約226ha	約101ha	昭和55年～	143社	100%
諫早流通産業団地	約11ha	約8.5ha	平成21年～	9社	100%
西諫早産業団地	約8.6ha	約7.8ha	平成26年～	6社	約60%

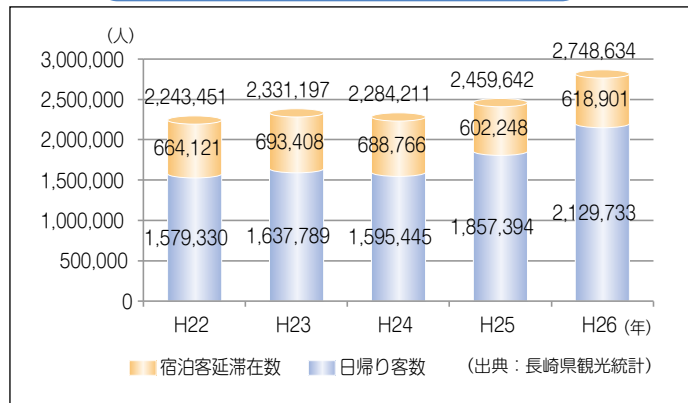
(平成28年3月末現在)

5 観光

本市への観光客は、平成26年は274万8,634人で、平成24年はわずかに減少しましたが、平成25年以後は増加しています。

このうち宿泊客はおおむね60万人台で推移している一方、日帰り客は平成25年以後大幅に増加しています。

観光客の推移



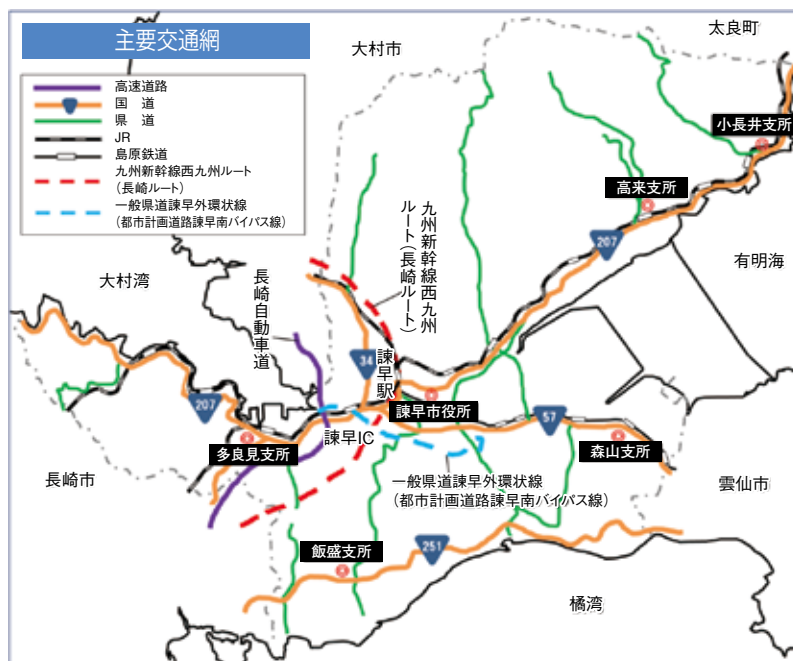
6 交通

本市は、長崎市と雲仙市や大村市、佐賀県太良町方面を結ぶ国道34号や57号、207号、251号の広域幹線道路網が形成され、長崎自動車道の諫早インターチェンジもあり、利便性に優れています。更に道路ネットワークの構築を図るために、新たに一般県道諫早外環状線（都市計画道路諫早南バイパス線）などの整備が進められています。

鉄道においては、JR長崎本線（長崎方面及び佐賀方面）、JR大村線（佐世保方面）、島原鉄道（島原方面）が通る4方面を結ぶ県内鉄道網の結節点となっております。また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備が進められています。

バス路線においては、長崎県営バスと島鉄バスが運行しており、諫早駅前のバスターミナルを基点として、市内外各方面へ路線が設定されています。

さらに、交通空白地域において乗合タクシーを運行し、公共交通機関と連携することで市民の利便性の向上を図っています。



7 財政状況

財政状況の推移

本市の歳入・歳出決算は、平成17年度以降、おおむね600億円前半の規模で推移しています。

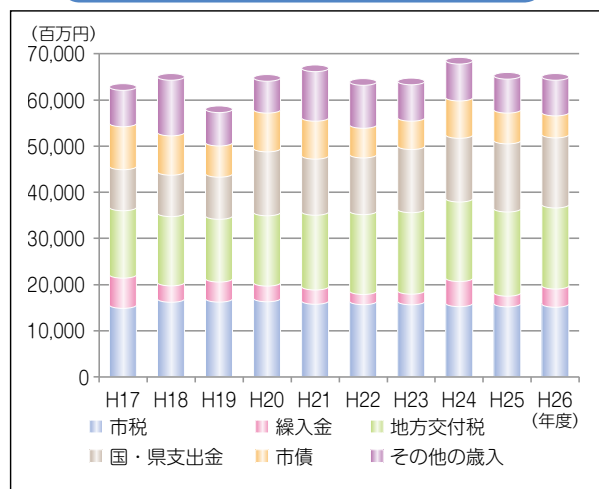
歳入面では、自主財源である市税がほぼ横ばいの状況にある一方で、リーマンショック^{※1}後の国の政策的な経済対策等により、国・県支出金や地方交付税といった依存財源が増加傾向で推移しているのが特徴です。また、合併後10年間の特例措置（合併算定替^{※2}）により、普通交付税がおおよそ25%加算された高水準の規模で推移してきたことも大きな特徴です。

歳出面では、合併に伴う財政需要や、国や県と歩調を合わせた経済対策の実施等、臨時的な経費によって全体の規模がかさ上げされているのが特徴です。また、職員の給与や定員管理の適正化への取組により、人件費が減少しているものの、社会保障関係経費に係る扶助費の増加が続いていることから、歳出総額に占める義務的経費^{※3}の割合は高止まりを続けています。

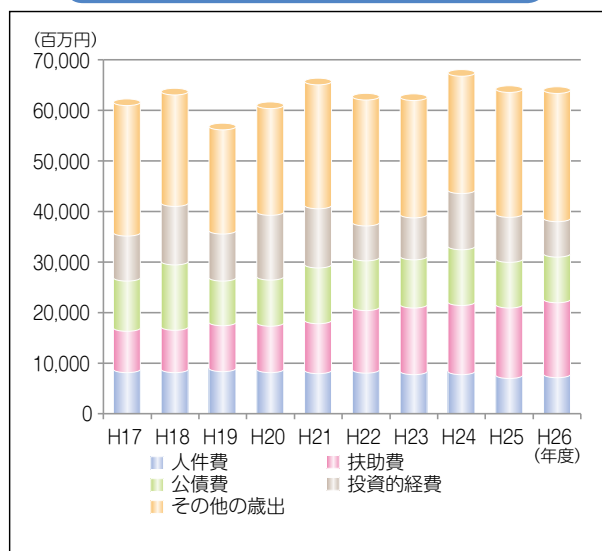
今後は、合併算定替の終了等に伴い普通交付税が縮減される見通しであり、厳しい財政運営が見込まれる中で、事業財源の安定確保を図る必要があります。

本格的な人口減少社会の到来を見据えながら、引き続き健全財政の維持に取り組んでいきます。

歳入決算額の推移



歳出決算額の推移



※1 リーマンショック アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（はたん）（2008年9月15日）が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況。
 ※2 合併算定替 普通交付税の算定において、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう合併後10年度間は合併前の旧市町村が別々に存在するものとみなし、それぞれの交付税を合算した額を交付すること。なお、11年度目以降はその額を段階的に縮減させていくこととされている。
 ※3 義務的経費 歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費のことで、人件費、扶助費、公債費を指す。

第2節 時代の潮流

1 少子高齢化・人口減少社会の進展

我が国の人口は、平成20年以降減少に転じています。少子高齢化も急速に進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）が公表した日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によると、平成22年10月の時点で、年少人口が総人口に占める割合は13.1%であり、平成52年には10.3%まで減少するとされています。また、老年人口が総人口に占める割合は23.0%に達し、平成52年には35.8%となり、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると見込まれています。

こうした少子高齢化と人口減少社会の進展により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されます。

我が国が直面するこれらの大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方においても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するための対応が求められています。

本市においては、少子高齢化と人口減少が緩やかに進展しています。社人研による本市の将来推計人口では、平成22年の年少人口14.3%が、平成52年には10.4%まで減少するとされています。また、平成22年の老年人口は23.5%であり、平成52年には40%を超えることが見込まれます。

今後は、少子高齢化と人口減少の克服を目指し、全ての人がそれぞれの能力を活かして活躍できる社会を構築していく必要があります。

2 安全や安心に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震とそれに伴う大津波により、我が国は戦後最大の被害を受けました。また、集中豪雨等による自然災害の脅威にもさらされています。

さらに、交通事故をはじめ、振り込め詐欺や消費者トラブルなど国民の暮らしの安全や安心を脅かす事案に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事件や事故が起こるなど生活への不安の高まりが懸念されています。

本市においては、特に昭和32年の諫早大水害や昭和57年の長崎大水害、平成3年の台風17、19号や集中豪雨により甚大な被害を受けました。

本市では、これらの教訓を糧として鋭意治水対策等を進めています。引き続き、河川改修やダムなどの治水対策、急傾斜地崩壊対策などの実施が求められています。

3 地域の結びつきの重要性

経済や社会制度が変化する中、人々の価値観や意識もまた、経済成長の重視から精神的豊かさや生活の質の向上の重視へと変化してきています。

一方、単身世帯の増加、核家族化など世帯構成の多様化、少子高齢化などにより、互いに支え合ってきた地域社会は変容し、互助機能の低下や人々の地域社会からの孤立などが社会問題となっています。

本市においては、自治会を中心に様々な地域活動が行われていますが、活動の担い手・後継者不足によってコミュニティの維持に支障をきたしている地域もあります。

このような中で、人々の助け合い活動の主体として、各市民団体や地域団体が、災害の支援に限らず、様々な分野できめ細かなサービスを提供するなど、新しい仕組みづくりが見え始めています。

これらの取組により、地域での人のつながりを強めるとともに、地域の人材やノウハウ、施設等を活用して、新たな起業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、豊かな地域社会の活性化を図っていくことが求められています。

4 環境問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素循環型社会^{*1}の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識、関心が高まっています。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、我が国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。

こうした環境意識の高まりを踏まえ、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、再生可能エネルギー^{*2}の利活用など、環境に配慮した社会の構築に向けて、国、地方公共団体、事業者、市民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

5 高度情報化の進展

我が国では、情報通信基盤の整備が着実に推進され、ブロードバンドサービス^{*3}、高速データ通信が可能な携帯電話網や地上デジタルテレビなど高度な情報通信基盤が整備されています。

ICT (Information Communication Technology: 情報通信技術) の飛躍的な進展に伴い、海外の情報がリアルタイムに入手できるようになり、ヒト、モノ、カネ、情報が全世界を飛び交う時代が到来し、経済、産業、文化、ライフスタイル、コミュニケーションなどが劇的に変化しています。

また、スマートフォンやタブレット端末などのような携帯型情報端末が急速に普及し、様々な情報がより容易に入手できるようになり、時間や場所に捉われず行政機関や民間事業者が提供する様々なサービスを受けられるようになっています。

※1 低炭素循環型社会 地球温暖化及びそれに起因する気候変動は、国民生活全般に大きな影響を及ぼすものであり、人類の生存基盤に関わる大きな課題である。地球温暖化は、人間の活動から排出される温室効果ガスが原因とされており、温室効果ガス排出量の大部分は、二酸化炭素が占めている。この二酸化炭素の排出を少なくする社会のこと。

※2 再生可能エネルギー 太陽光、水力、風力など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。資源を枯

また、ICTの進展や携帯型情報端末の普及はテレビやラジオなどの従来型のマスメディアとは異なる新たな情報発信の手段として、既に災害時などにおいて、人々の安全を確保する手段として大きな役割を果たしています。

このICTを様々な分野において利活用することにより、中小企業の効率性・生産性の向上や地場産業の成長力強化、農業生産性の向上などが図られ、地域経済の活性化や、就労環境の改善など豊かな暮らしの実現に寄与することが期待されます。

6 グローバル化の進展

貿易自由化が進展し、国境を越えた経済活動や人の移動が活発化しています。また、インターネットの爆発的普及などにより、国家間を往来する情報量が飛躍的な伸びをみせています。

このように、経済、情報、交通などの様々な分野での地球規模のネットワーク化が進み、世界的な交流と競争の時代が進展しており、適切な対応が必要になっています。

7 地方分権改革と地域間競争

地方分権改革とは、国は外交、安全保障など国家の存立に関わることや制度の大枠を定めることに集中し、内政は地域の実情をよく知る地方が担うという地方分権型社会の構築を進めようとするものです。

国から地方公共団体に財源や権限が移譲される地方分権型社会では、地方公共団体が住民の意見や地域の実情を踏まえてルールづくりから施策の実施までを担い、自らの判断と責任の下でニーズの実態に応じた行政を実現することが可能となります。

しかし、その一方で、地域間競争の中、自らの判断で政策を立案・実行し、その結果についても責任を負わなければなりません。そしてこの政策を立案・実行する自治体能力の差が、まちの差となって現れてきます。

こうした地方分権改革と地域間競争の中、効率的な組織と体制を確立し、健全な財政を維持したうえで、住みよいまちづくりを進めていく必要があります。

※3 ブロードバンドサービス

渴させずに利用できるため、有限な埋蔵資源への対策、地球温暖化対策の一つとして注目されている。また、その活用技術の開発や普及は、今後成長が見込まれる新たな産業として期待される分野でもある。本来は「広帯域」という意味であるが、現在では主に、ケーブルテレビやADSL、光ファイバなど（超）高速インターネット基盤を利用した高速・大容量の情報通信サービスのことをいう。ブロードバンドを利用すると、例えば、映像や音声など大容量のデータを使った動画ニュース、音声・映像付きの電子書籍等を様々な方式で利用することができる。

第3節 今後10年の主な出来事

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
ねんりんピック	諫早大水害60周年		ラグビーW杯日本大会	東京五輪	友好都市締結30周年(中国・漳州)	⑦九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)開業			⑨市制施行20周年
①(仮称)諫早市サッカー場供用開始			⑤国、県、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期限		3市友好交流都市締結40周年(出雲市、津山市)				
②久山港スポーツ施設(野球場等)整備事業	→								
③栄町東西街区第一種市街地再開発事業	→								
④一般県道諫早外環状線(都市計画道路諫早南バイパス線)整備	→								
⑥新幹線開業に向けた諫早駅周辺整備事業(諫早駅東地区第二種市街地再開発事業を含む)	→								
⑧本明川ダム建設	→								

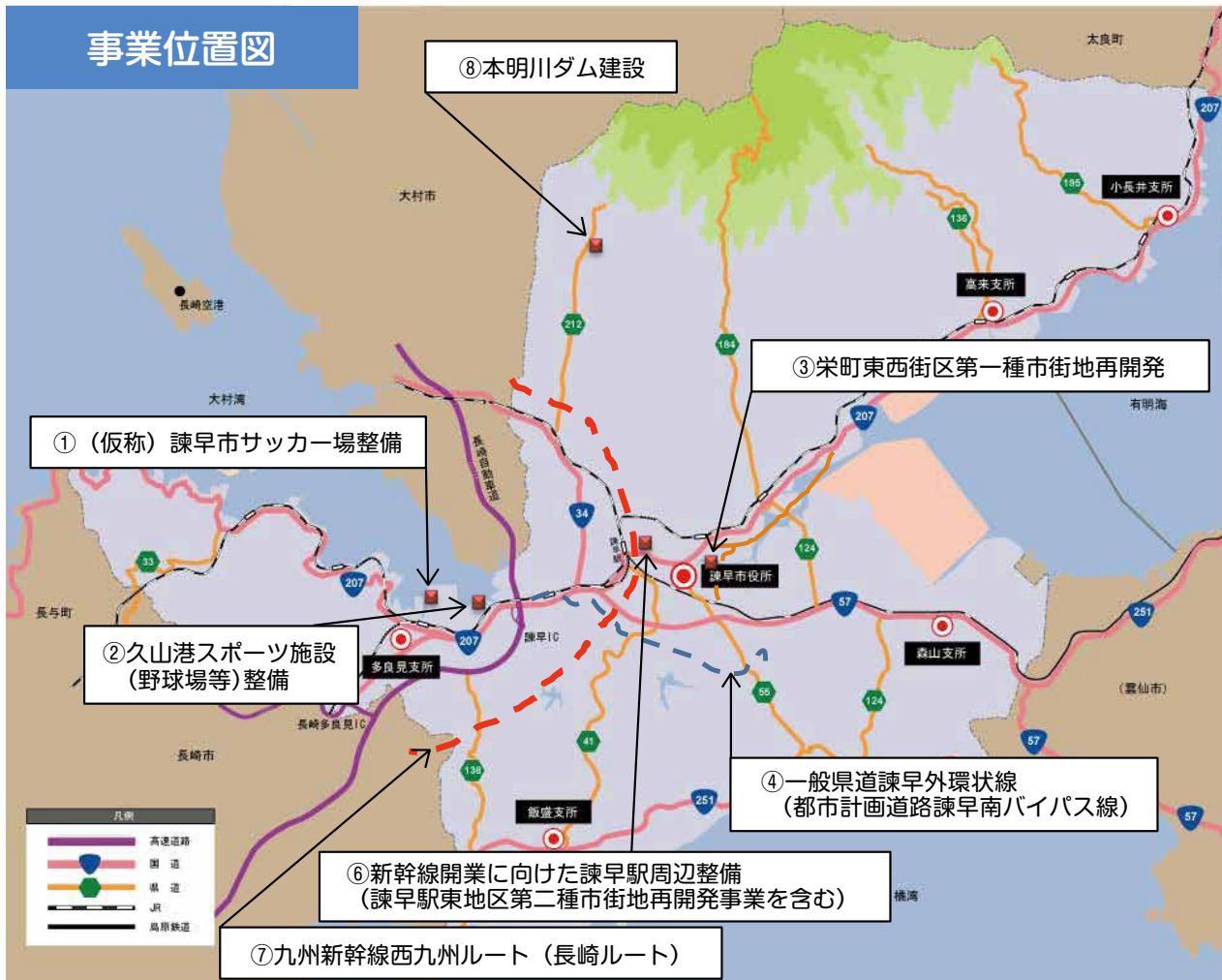
本市をめぐる今後10年間に予想される主な出来事(事業が進捗中であるもの)

- ① (仮称)諫早市サッカー場供用開始(平成28年度)
- ② 久山港スポーツ施設(野球場等)整備事業(平成30年度)
- ③ 栄町東西街区第一種市街地再開発事業(平成30年度)
- ④ 一般県道諫早外環状線(都市計画道路諫早南バイパス線)全線開通(平成30年度)
- ⑤ 国、県、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期限(平成31年度)
- ⑥ 新幹線開業に向けた諫早駅周辺整備事業(諫早駅東地区第二種市街地再開発事業を含む)(平成33年度)
- ⑦ 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)開業(平成34年度)
- ⑧ 本明川ダム完成(平成36年度)
- ⑨ 市制施行20周年(平成37年度)

その他、今後想定される主な出来事

- ⑩ 国道207号長田バイパス延伸
- ⑪ 新産業団地整備

事業位置図



第1章

第2章

第3章

第4章

基本政策 1-1

基本政策 1-2

基本政策 2-1

基本政策 2-2

基本政策 2-3

基本政策 3-1

基本政策 3-2

基本政策 3-3

基本姿勢 4-1

第5章

資料編

第3章

将来都市像と 基本目標

- 第1節 本市の将来都市像
- 第2節 将来都市像の実現を目指す
3つの基本目標
- 第3節 計画実現に向けた基本姿勢
- 第4節 想定人口



唐比ハス園（森山地域）

第3章 将来都市像と基本目標

第1節 本市の将来都市像

ひとが輝く創造都市・諫早

～笑顔あふれる希望と安心のまち～



諫早市のまちづくりにおいては、「ひと」が全ての中心です。
諫早市が有する多様な地域資源や地域力を活かした創造的な活動を展開することにより、雇用を創出し、次代を担う子どもを育て、新たな魅力や価値、活力を生み出す「創造都市」を目指し、誰もが希望をもって安心して暮らせる笑顔あふれるまちを実現していこうとするものです。



第2節 将来都市像の実現を目指す3つの基本目標

輝くひとづくり

- ▶ 結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援を図るなど「健やかなひとづくり」を目指します
- ▶ スポーツ・レクリエーションの振興、歴史と文化の継承・発展、男女共同参画社会づくりの推進、国際・国内交流の推進など「こころ豊かなひとづくり」を目指します

活力あるしごとづくり

- ▶ 特色ある農業、豊かな森林を育む林業、3つの海が育てる水産業の振興による「地域特性を活かした農林水産業」を目指します
- ▶ 個性と魅力あふれる商業の活性化、新たな産業活力の創生を図るなど「活力あふれる商工業の振興と雇用の創出」を目指します
- ▶ おもてなしの観光づくりやふるさとの物産づくりなどにより「地域資源を活かした観光・物産」を目指します

魅力あるまちづくり

- ▶ 総合的な防災体制の強化や交通安全・防災意識の推進による「安全なまちづくり」を目指します
- ▶ 安心できる地域福祉や健康づくりと保健・医療の充実、明るく活力ある長寿社会づくりなどによる「安心なまちづくり」を目指します
- ▶ 自然環境の保全と継承、良好な市街地の整備、交通基盤の整備、都市機能の整備などを図り「快適なまちづくり」を目指します

第3節 計画実現に向けた基本姿勢

市民目線の行政

- ▶ シティプロモーションの展開により、地域の魅力を地域内外に発信することで「ひとが集うまち」を目指します
- ▶ 健全で効率的な行財政運営の推進により「市民の視点に立った行政」を目指します

第1章

第2章

第3章

第4章

基本政策1-1

基本政策1-2

基本政策2-1

基本政策2-2

基本政策2-3

基本政策3-1

基本政策3-2

基本政策3-3

基本姿勢4-1

第5章

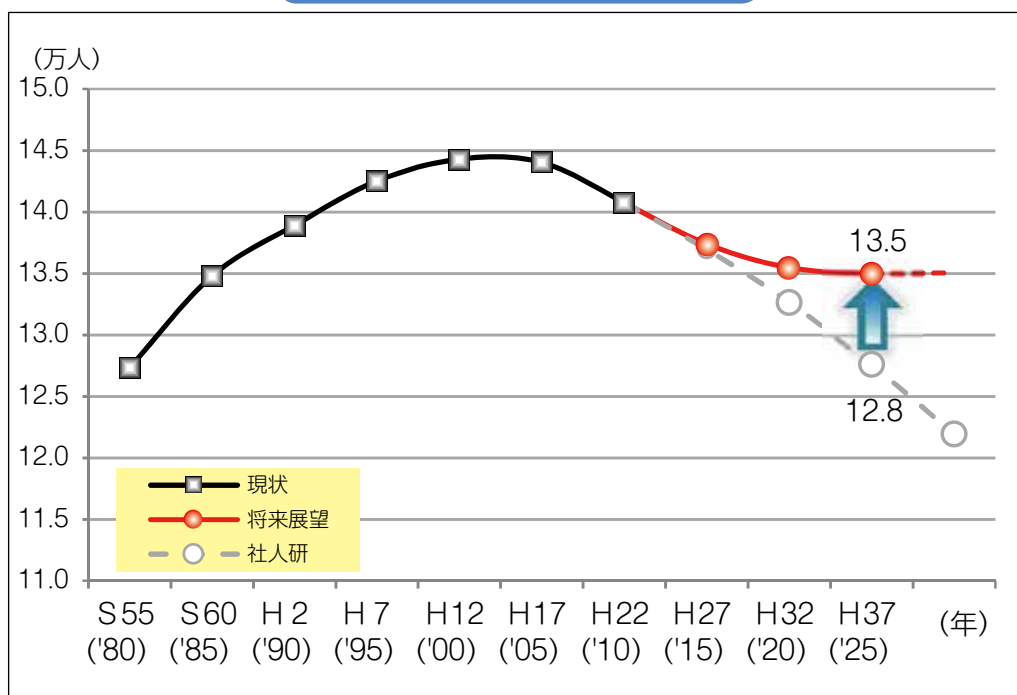
資料編

第4節 想定人口

社人研が平成25年3月に推計した「日本の地域別将来推計人口(都道府県・市区町村)」によれば、本市の総人口は、今後減少傾向が継続し、平成37年には約12万8千人となることが見込まれています。

しかしながら、今後、将来都市像実現のための様々な事業の推進により、減少傾向の抑制効果が期待されることから、別に定める「諫早市長期人口ビジョン」も踏まえ、計画最終年度である平成37年における本市の人口を13万5千人程度と想定したまちづくりに取り組むこととします。

本市の人口の将来展望



第4章

将来都市像を 実現するための 政策・施策・基本姿勢

第1節 将来都市像を実現するための
政策・施策体系図

第2節 重点プロジェクト

第3節 将来都市像を実現するための
8つの基本政策とその展開

- 1 【基本政策1-1】 健やかなひとづくり
- 2 【基本政策1-2】 こころ豊かなひとづくり
- 3 【基本政策2-1】 地域特性を活かした農林水産業
- 4 【基本政策2-2】 活力あふれる商工業の振興と
雇用の創出
- 5 【基本政策2-3】 地域資源を活かした観光・物産
- 6 【基本政策3-1】 安全なまちづくり
- 7 【基本政策3-2】 安心なまちづくり
- 8 【基本政策3-3】 快適なまちづくり

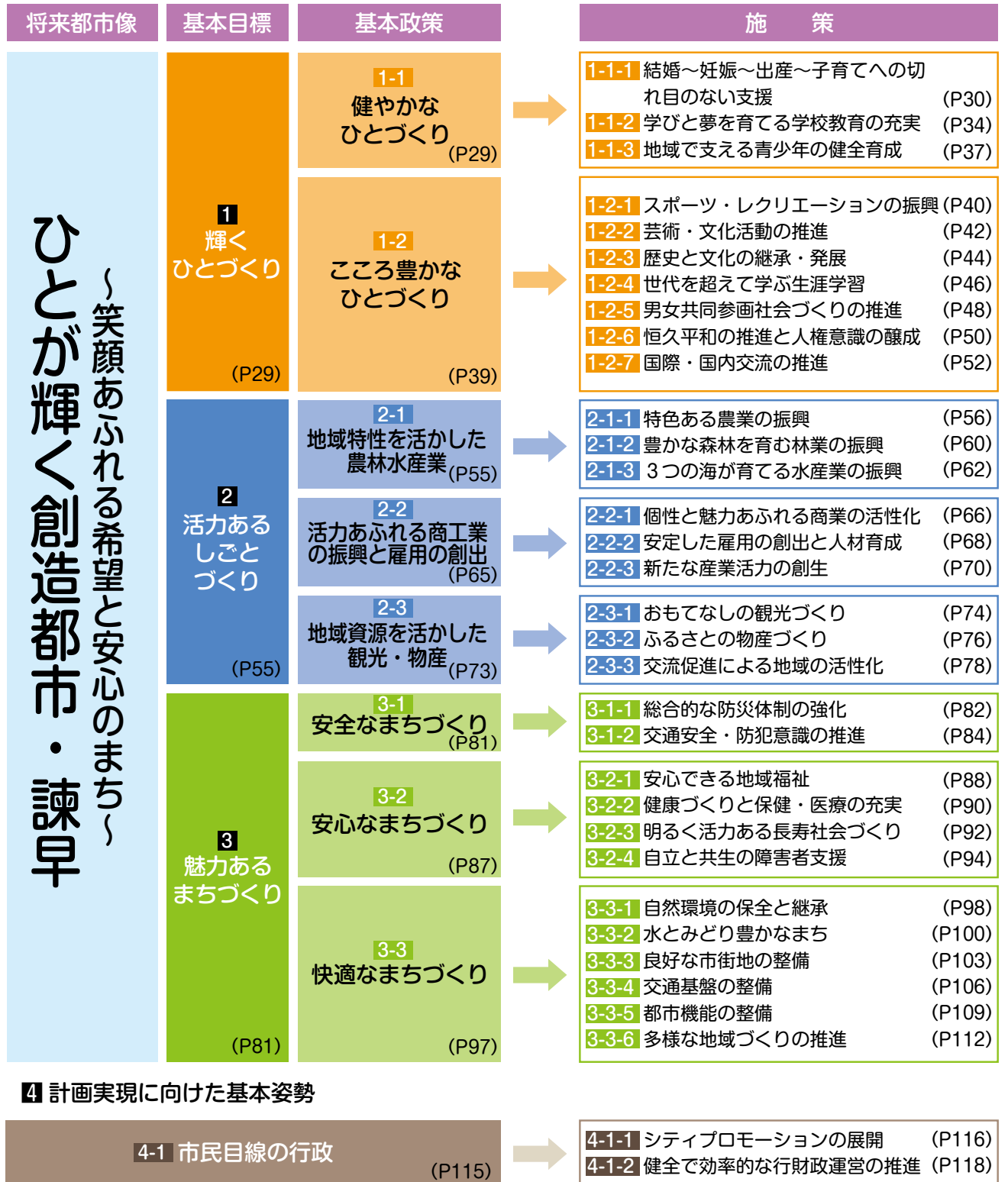
第4節 計画実現に向けた基本姿勢4-1



前ノ島と向島（飯盛地域）

第4章 将来都市像を実現するための政策・施策・基本姿勢

第1節 将来都市像を実現するための政策・施策体系図



第2節 重点プロジェクト

計画期間において、本市の将来的な生活基盤を確かなものとするため、特に重点的に取り組むべき計画等を「重点プロジェクト」に位置付け、その実現を推進します。

プロジェクト1 将来に希望を持ち安心できる子育て支援

- 施策の展開
- 子どもを産み育てる環境づくり（P 3 1）
 - 幼児期の学校教育や保育の充実（P 3 2）
 - 子育て家庭への経済的支援（P 3 2）●子育て・子育て支援（P 3 3）
 - こどもの城を活用した子育て支援の充実（P 3 3）

プロジェクト2 スポーツのまち諫早の推進による交流促進

- 施策の展開
- スポーツ拠点施設の整備（P 4 1）●生涯スポーツの振興（P 4 1）
 - スポーツツーリズムによる交流人口の拡大（P 7 9）

プロジェクト3 産業基盤の充実による活力の創出

- 施策の展開
- 農業基盤の整備（P 5 7）
 - 地域産業を支える人材の確保・育成（P 6 9）
 - 企業立地の促進（P 7 1）●新産業団地の整備推進（P 7 1）

プロジェクト4 地域資源を活かした観光・物産の振興

- 施策の展開
- 道の駅等を活用した地場製品の販売促進（P 7 7）
 - 観光情報の発信（P 7 5）●干拓資源の総合的な活用（P 7 5）
 - 本明川に親しむまちづくり（P 1 0 2）

プロジェクト5 新幹線開業効果を最大限に活かしたまちづくり

- 施策の展開
- 幹線道路網の整備（P 1 0 7）
 - 地域公共交通の整備（P 1 0 8）●市街地開発事業（P 1 1 1）
 - 新幹線開業プロモーションの推進（P 1 1 7）

プロジェクト6 人口減少に歯止めをかける定住環境づくり

- 施策の展開
- 土地利用の規制緩和と定住促進（P 1 1 0）
 - 特色あるまちづくりの推進（P 1 1 3）

プロジェクト7 魅力発信による交流人口拡大の推進

- 施策の展開
- シティプロモーションの推進（P 1 1 7）
 - 文化・自然ツーリズム等による交流人口の拡大（P 7 9）

第3節 将来都市像を実現するための8つの基本政策とその展開

基本政策1-1

健やかなひとづくり



オガタマノキ (小長井)

結婚、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築を図ることで、誰もが安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指します。

また、明日の「諫早」を担う子どもたちの「生きる力」を育みながら、健康な体をつくり、将来に大きな「夢」を抱きつつ、その実現に向けて学んでいくことができる環境づくりを推進するとともに、地域の人々とのふれあいや社会体験を通じて、青少年の健全育成活動の向上を図ります。

施策1-1-1 結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援

施策1-1-2 学びと夢を育てる学校教育の充実

施策1-1-3 地域で支える青少年の健全育成

基本政策／健やかなひとづくり

施策1-1-1

結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援

- 施策の展開1-1-1-1 “縁”がつながるひとづくり
- 施策の展開1-1-1-2 子どもを産み育てる環境づくり
- 施策の展開1-1-1-3 幼児期の学校教育や保育の充実
- 施策の展開1-1-1-4 子育て家庭への経済的支援
- 施策の展開1-1-1-5 子育て・子育て支援
- 施策の展開1-1-1-6 こどもの城を活用した子育て支援の充実

現状と課題

少子化の要因である未婚化・晩婚化の対策として男女の出会いの機会を増やすことや、結婚、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築が求められています。

また、多様化するニーズに対応した保育体制の提供と児童の健全育成を図るとともに、ひとり親家庭の自立や要保護児童等への支援、子どもの貧困問題等に取り組み、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが期待されています。

こどもの城においては、子どもたちへの体験活動の機会を提供するとともに、親や指導者の体験学習への理解を深め、既存の枠組みを超えた充実した子育て・教育環境の構築が求められています。

今後の取組方針

男女の出会いの場の創出や結婚から子育てに至る切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供や家庭環境に応じた支援体制の充実と課題解決に向けて取り組み、地域ごとの保育需要に応じた子育て環境づくりを行います。更に保護者の負担軽減を図るため、子育て費用の軽減を図ります。

また、こどもの城と関係機関が連携し、子育てに関する相談の場と親や指導者が学び合えるような場を提供します。



幼児健診

施策の展開1-1-1-1

“縁”がつながるひとづくり

【主な取組】

- 少子化の要因である未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるとともに本市への定住を促す「**出会いの場の活動支援**」

施策の展開1-1-1-2

子どもを産み育てる環境づくり

【主な取組】

- 子育て世代包括支援センター^{※1}の整備などを通じて、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行う「**妊娠・出産などの総合相談・支援事業**」
- 妊婦や子どもたちの健康増進を図る「**妊婦乳幼児健康診査・予防接種事業**」
- 乳幼児期から親子で本に親しむ「**ブックスタート事業**」
- ウェブサイトを活用して、子育て世帯のニーズに応じた情報を即時に分かりやすく発信する「**子育て情報発信事業**」
- 子育て支援センター^{※2}を活用し、地域の子育て支援機能の充実を図る「**地域子育て交流支援事業**」
- 準夜間^{※3}における子どもの診療体制を支援するなど「**安心できる受診環境の確保**」
- 発達が気になる子どもの早期発見・早期支援と育児不安を持つ保護者への相談・助言等により、子どもの健やかな成長を支援する「**発達支援事業**」



こども準夜診療センター

※1 子育て世代包括支援センター
 ※2 子育て支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。保育所などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互の交流・育児相談、情報の提供などを行う施設のこと。

※3 準夜間

午後8時～午後11時

施策の展開1-1-1-3

幼児期の学校教育や保育の充実

【主な取組】

- 教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園^{※1}等）の需要に応じた定員確保を行い、質の高い幼児期教育と保育を提供する「**幼児期の学校教育や保育への給付事業**」
- 延長保育^{※2}や一時保育^{※3}、病児保育^{※4}などによる「**多様な保育ニーズへの対応**」
- 学童クラブにおいて小学生の健全育成、保護者の子育てと仕事の両立を支援する「**放課後児童健全育成事業**」



教育・保育施設（深山保育園）

施策の展開1-1-1-4

子育て家庭への経済的支援

【主な取組】

- 子どもの医療費助成対象年齢の拡大や保育料の軽減、児童手当や児童扶養手当の支給など子育て家庭の負担軽減を図る「**子育て費用支援事業**」

※1 認定こども園 就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設のこと。
①幼保連携型（幼稚園と保育所の機能を単一の施設として備える）、②幼稚園型（認可幼稚園が保育所的な機能を備える施設）、③保育所型（認可保育所が幼稚園的な機能を備える施設）などがある。

施策の展開1-1-1-5

子育て・子育て支援

【主な取組】

- ひとり親家庭などの各種相談に応じ、生活の安定と向上に必要な充実した支援を行う「ひとり親家庭等相談支援事業」
- ひとり親家庭の雇用の安定と就職を促進し、生活の安定と自立を支援する「ひとり親家庭自立支援給付事業」
- 児童虐待などへの対応が必要な要保護児童や子どもの貧困問題等の課題に対し、適切な支援を行う「要保護児童・子どもの貧困対策」

施策の展開1-1-1-6

こどもの城を活用した子育て支援の充実

【主な取組】

- 自然を活用した自然体験活動を通してその意義を啓発し、小中学校等と協働して生きる力を育む「子どものための体験活動事業」
- 乳幼児の親に子育ての体験談や簡易な学びの場などを提供し、子育てを支援する「大人のための子育て応援事業」
- 親や指導者が、心理的な支援や子育ての手法を学び合える場と機会を創設する「大人の学び啓発事業」



森での自然体験活動

- ※2 延長保育 保育所、認定子ども園を利用している子どもについて、通常の保育時間以外の時間において保育を希望する場合に提供する保育のこと。
- ※3 一時保育 保護者の就労や疾病・出産などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定子ども園その他の場所で一時的な預かりを行うこと。
- ※4 病児保育 病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもについて、家庭での保育が困難なときに、医療機関などの専用スペースで一時的に保育を行う。

基本政策／健やかなひとづくり

施策1-1-2

学びと夢を育てる学校教育の充実

施策の展開1-1-2-1 個性と創造力を伸ばす教育

施策の展開1-1-2-2 教育環境の充実

施策の展開1-1-2-3 心がふれあう安全な学校環境づくり

現状と課題

地域理解と郷土愛を育むとともに、グローバル化に対応した教育の実施や、生涯健康で心豊かな生活を送れるような教育を推進し、施設・設備等の有効かつ効率的な運用と教職員の指導力向上や創意ある学習指導法の創意工夫が求められています。

また、児童生徒及び教職員、保護者が互いに信頼できる環境づくりに努め、誰もが安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ・不登校」等の未然防止を図ることが必要です。

今後の取組方針

特色ある学校教育に加え、情報教育やふるさと教育、食育などにより、子どもたちの「生きる力」を育み、これからの時代に対応できる多様性を持つ子どもを育てます。

学校施設の有効活用等の適切な対応を検討し、施設や教材・教具の整備充実を図ります。

いじめ・不登校の防止に向けては、相談員の配置や関係機関・団体との連携により、総合的かつ効果的に推進します。



学力向上支援事業

施策の展開1-1-2-1

個性と創造力を伸ばす教育

【主な取組】

- 21世紀を担う子どもたちに「確かな学力」を育む教育に取り組む「**学力向上支援事業**」
- 急速な社会のグローバル化に対応した児童生徒の英語力の向上を図る「**英語教育の推進**」
- ふるさと諫早の自然・歴史・文化等について体験的に学ぶ特色ある教育を推進するとともに、土曜授業及び土曜学習の充実を図る「**地域学習支援事業**」
- 「わかる授業」の実施に向けて教育の情報化に取り組む「**ICT活用事業**」
- 年齢や発達段階に応じた食育に関する指導や教育を進める「**食育の推進**」
- 学校図書を整備充実を図るとともに、学校図書館運営支援員の配置により学校図書館運営の活性化を図る「**学校図書館整備事業**」
- 市立小・中学校及び市立幼稚園に特別支援教育補助員[※]を配置しながら特別支援教育の充実に取り組む「**特別支援教育支援事業**」
- 各小・中学校の体力向上プランに基づき、子どもたちの体力向上を図る「**体力向上推進事業**」



ICT活用事業

※ 特別支援教育補助員

小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者。

施策の展開1-1-2-2

教育環境の充実

【主な取組】

- 学校施設の有効活用等の適切な対応を検討し、施設の整備を計画的かつ効率的に取り組む「**安全安心で快適な学校施設の整備**」
- 計画的かつ効率的に教材・教具の整備を進める「**教材・教具整備事業**」
- 給食センターの効率的な運営及び学校給食に携わる関係者の資質向上を図り、より安全安心で充実した給食を提供する「**効率的で安全安心な学校給食の推進**」
- 向学心があるにもかかわらず、経済的理由により高校・大学等への就学が困難な方を支援する「**奨学金制度の推進**」



学校施設耐震補強・老朽改修事業

施策の展開1-1-2-3

心がふれあう安全な学校環境づくり

【主な取組】

- 子どもたちの生徒指導上の諸問題を未然に防止するために、効果的・効率的な相談業務を実施する「**心の相談事業**」
- いじめを未然に防ぎ、児童生徒が安心して学校生活・家庭生活を送れるよう学校と関係機関が連携して取り組む「**いじめ・不登校対策事業**」

基本政策／健やかなひとづくり

施策1-1-3

地域で支える青少年の健全育成

施策の展開1-1-3-1 のびのび子育て環境づくり

施策の展開1-1-3-2 青少年の健全育成

現状と課題

子どもの健全な育成に係る団体等においては、会員数の減少と指導者の高齢化についての対策が求められています。

また、放課後対策として安全安心な子どもの居場所を設け、地域住民との交流活動に努める必要があります。

今後の取組方針

体験活動の機会の提供や放課後子ども教室を開催するとともに、地域の人々とのふれあいや社会体験を通じて、青少年の健全育成活動の底上げを図ります。

また、新たな指導者等の人材の発掘・養成の推進に努めます。



放課後子ども教室

施策の展開1-1-3-1

のびのび子育て環境づくり

【主な取組】

- 子ども育成団体や少年団等が実施する交流体験などを支援する「**交流体験推進事業**」
- 豊かな体験活動の機会を提供する事業を支援し、生きる力の育成に努める「**子ども体験活動支援事業**」
- 安全安心な子どもの居場所を設け、地域住民とふれあい体験・交流する「**放課後子ども教室推進事業**」

施策の展開1-1-3-2

青少年の健全育成

【主な取組】

- 青少年の健全育成を目指し、青少年の活動の支援や有害環境の除去、非行防止を図る「**青少年健全育成事業**」
- 関係機関と連携し、個別相談、適応指導などを通じて、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う「**スクーリング・サポートネットワーク**」
- 次代を担う子どもたちのインターネットに関わる諸問題への啓発など、関係団体と連携を図りながら推進する「**いさはや運動推進事業**」



いさはや運動

基本政策1-2

こころ豊かなひとづくり

菜の花（山茶花高原）

市民の健康で文化的な生活の維持向上を図るために、生涯スポーツ及びレクリエーションの振興と、芸術・文化活動への主体的な参加を促すとともに、郷土の歴史や伝統文化の継承へつなげていく環境づくりに取り組みます。

また、全国的にも質の高い図書館の利便性を更に高め、人生における学習の場として生涯学習の機会を充実させ、学びの意欲に応える機会や各種講座の充実を図ります。

グローバル化が進む中で、市民の平和への願いを次世代へ継承していくとともに、性別や職業、年齢などに関わりなく個性と能力を十分に発揮できる地域社会を構築し、国際性豊かな人材を育成するため、国内外の友好交流都市との信頼関係の醸成を図りながら、交流促進に努めます。

施策1-2-1 スポーツ・レクリエーションの振興

施策1-2-2 芸術・文化活動の推進

施策1-2-3 歴史と文化の継承・発展

施策1-2-4 世代を超えて学ぶ生涯学習

施策1-2-5 男女共同参画社会づくりの推進

施策1-2-6 恒久平和の推進と人権意識の醸成

施策1-2-7 国際・国内交流の推進

基本政策／こころ豊かなひとづくり

施策1-2-1

スポーツ・レクリエーションの振興

- 施策の展開1-2-1-1 **スポーツ拠点施設の整備**
- 施策の展開1-2-1-2 **生涯スポーツの振興**
- 施策の展開1-2-1-3 **スポーツ競技力の向上**

現状と課題

スポーツ施設は市内全域に整備され充実しており、各競技団体等による様々な大会が開催され、地域に根ざした活動が行われています。

少子高齢化・人口減少社会が進行し、スポーツに対するニーズが多様化する中、市民がスポーツを楽しむとともに、競技力の向上が図られるよう、市民が身近にスポーツに親しむ環境づくりが必要です。

今後の取組方針

久山港スポーツ施設などの新たなスポーツ拠点施設の整備・充実を図りながら市民が利用しやすい施設運営を行います。

スポーツ大会開催等により市民のスポーツ意欲を高め、スポーツ関連団体等と連携しながら、ジュニアからシニア層までの生涯スポーツの推進に取り組みます。



いさはや ミニ・トライアスロンリレー大会

施策の展開1-2-1-1

スポーツ拠点施設の整備

【主な取組】

- 久山港スポーツ施設（野球場等）やサッカー場、テニス場など「**スポーツ拠点施設整備事業**」
- 快適にスポーツに親しむための「**スポーツ競技施設整備・充実**」

施策の展開1-2-1-2

生涯スポーツの振興

【主な取組】

- 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの普及、振興を推進する「**地域スポーツ・レクリエーション環境の充実**」
- 幅広い世代の参加によるスポーツを通じた地域活性化を図る「**総合型地域スポーツクラブ[※]の推進**」



諫早市民生涯スポーツ大会

施策の展開1-2-1-3

スポーツ競技力の向上

【主な取組】

- スポーツ選手権大会の開催などを通して、競技人口の拡大と競技水準を高める「**スポーツ競技力向上支援**」
- スポーツ表彰・激励事業等を通して、スポーツ意識の高揚を図り、競技力向上につなげる「**スポーツ表彰・支援事業**」

※ 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで地域住民の誰もがいつでもどこでも気軽に参加し、複数のスポーツに親しむことができる多目的・多世代型の地域におけるスポーツクラブ。

基本政策／こころ豊かなひとづくり

施策1-2-2

芸術・文化活動の推進

施策の展開1-2-2-1

芸術文化の顕彰※

施策の展開1-2-2-2

展示・発表・鑑賞の場づくり

施策の展開1-2-2-3

芸術文化の振興

現状と課題

芸術文化を尊ぶ風土づくりと市民文化の振興のため、芸術・文化活動の発表及び鑑賞等の機会を提供し、市民が気軽に、また主体的に芸術・文化活動に参加できる環境をつくることが求められています。

今後の取組方針

市民が参加できる芸術・文化活動を推進するとともに、優れた文化活動や作品の表彰など芸術文化を尊ぶ風土づくりと、市民文化を振興し、こころ豊かな生活を実現するための環境づくりに取り組めます。



諫早市美術・歴史館

※ 顕彰 明らかにあらわれること。明らかにあらわすこと。功績などを世間に知らせ、表彰すること。

施策の展開1-2-2-1

芸術文化の顕彰

【主な取組】

- 市民の学術・芸術活動を支援するとともに、芸術文化を尊ぶ風土づくりと市民文化の振興を図る「**芸術文化振興事業**」
- 本市出身の著名な文化人の顕彰などを行い、「文化のまち」としてPRする「**郷土出身の文化人の顕彰**」

施策の展開1-2-2-2

展示・発表・鑑賞の場づくり

【主な取組】

- 市民の芸術・文化活動の発表・展示や優れた芸術作品などを鑑賞できる機会の提供と内容の充実を図る「**芸術・芸能鑑賞事業**」
- 文化や歴史等を幅広く学習できる機会を充実させる「**地域の文化・歴史等の学習の場づくり**」

施策の展開1-2-2-3

芸術文化の振興

【主な取組】

- 芸術文化を楽しみ、こころ豊かな生活と活力ある社会に向け、文化団体などが行う活動を支援する「**文化団体の活動支援**」
- 文化会館の改修や中規模な公演に対応したホールの整備などにより鑑賞・発表の機能を強化する「**文化施設の整備**」

基本政策／こころ豊かなひとづくり

施策1-2-3

歴史と文化の継承・発展

施策の展開1-2-3-1 文化財の保存と伝統の継承、活用

施策の展開1-2-3-2 歴史の発掘と保存

現状と課題

各地域の民俗芸能や伝統行事の後継者の減少が進んでおり、地域の活性化のためにも担い手や後継者を育成し継承していくことが急務となっています。

本市に関する歴史や文化財について、継続して学術的な調査が求められています。

今後の取組方針

歴史や文化財については、学術的な調査と適正な保存管理を行い、また地域の民俗芸能や伝統行事については、広く情報発信を行うとともに、次世代へ継承するための担い手育成を支援します。



エーセルテレカラフ（国指定重要文化財）

施策の展開1-2-3-1

文化財の保存と伝統の継承、活用

【主な取組】

- 地域の特色ある伝統的芸能を次世代へ保存継承するための担い手育成を支援する「**伝統文化継承事業**」
- 市内に残る文化財等の適切な保存に努める「**文化財等保存整備事業**」
- 歴史街道等について総合的な調査を行い、歴史探訪や散策等に活用できるよう環境整備を図る「**歴史街道整備事業**」
- 国指定天然記念物「諫早市城山暖地性樹叢[※]」を市民とともに守り後世に受け継ぐ「**諫早公園（城山暖地性樹叢）の適正管理**」



田結浮立（県指定無形民俗文化財）
※平成27年度地域文化功労者文部科学大臣賞受賞

施策の展開1-2-3-2

歴史の発掘と保存

【主な取組】

- 市内遺跡発掘調査と古文書等の調査により郷土の歴史の研究に取り組む「**歴史発掘事業**」
- 関係機関と連携を図り、文化財の調査・研究を進め、成果を公開するとともにその保全に努める「**文化財調査研究事業**」

※ 諫早市城山暖地性樹叢

諫早公園内にある丘陵全体を覆う植物群です。ヒゼンマユミ、オガタマノキ、ミサオノキ、ホルトノキ、クスノキ、ハマセンダン、ヤマモガシなどの巨樹が生育していることが特徴の一つ。

基本政策／こころ豊かなひとづくり

施策1-2-4

世代を超えて学ぶ生涯学習

施策の展開1-2-4-1	生涯学習施設の整備
施策の展開1-2-4-2	公民館講座の充実
施策の展開1-2-4-3	図書館文化の創造

現状と課題

市民の学習機会の充実、学習意欲の向上に応えるため、各種講座などの更なる充実が必要です。

また、「図書館のまち諫早」として、市民のニーズに対応するサービスのあり方を検討する必要があります。

今後の取組方針

生涯学習センターを整備し、地域課題の解決に向けた講座の開催に努めるとともに、各種講座の充実に努めます。

また、図書館情報システムの更新等による多彩なサービスの提供をはじめ市民協働による図書館づくりを進めます。



公民館講座

施策の展開1-2-4-1

生涯学習施設の整備

【主な取組】

- 本市の生涯学習の中核となる「生涯学習センターの整備」
- 市民の集いの場で、生涯学習等の拠点施設である公民館及び社会教育施設の維持補修、改修等に努める「公民館・社会教育施設整備」

施策の展開1-2-4-2

公民館講座の充実

【主な取組】

- 市民の学習機会の充実、学習意欲の向上に応え、生きがいや仲間づくりに資する「公民館講座」
- 子ども会、PTA等の関係団体と連携し、地域間・世代間交流の機会を増やす「地域間・多世代交流の推進」

施策の展開1-2-4-3

図書館文化の創造

【主な取組】

- 情報拠点施設として、図書資料の充実を図り、市民の学びと課題解決の支援に努める「図書館のまち・諫早を活かす文化振興」
- 公民館図書室や学校図書館との連携を図り利用者の利便性の向上を図る「図書館ネットワークの整備充実」
- 子どもの読書環境を整備する「子ども読書活動推進計画策定と推進」

基本政策／こころ豊かなひとづくり

施策1-2-5

男女共同参画社会づくりの推進

施策の展開1-2-5-1 男女共同参画の意識啓発推進

施策の展開1-2-5-2 女性の能力向上と登用促進

現状と課題

現在、女性の活躍促進が重要視されていますが、結婚や出産、介護等を機に離職するケースが多く、女性が社会復帰をする際にサポートする体制が求められています。男女共同参画の意識啓発と人材育成を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要となります。

今後の取組方針

男女共同参画意識の啓発を図るフォーラム等の開催、広報活動により男女共同参画社会への理解を深める取組を行うとともに、起業についての基礎知識や再就職に必要なスキルの習得を促進する体制づくりを推進します。



地域で考える女・男フォーラム in こながい

施策の展開1-2-5-1

男女共同参画の意識啓発推進

【主な取組】

- 男女共同参画社会に向けた意識啓発を図る「**男女共同参画啓発事業**」
- 男女共同参画社会への理解を深め、人材育成を図る「**女性活躍推進人材育成事業**」
- 「第3次諫早市男女共同参画計画」の策定と関係団体との連携強化を図る「**推進体制の強化**」



ひとひと参感日

施策の展開1-2-5-2

女性の能力向上と登用促進

【主な取組】

- 政策方針決定過程への女性の参画機会の拡大を図る「**市審議会等の委員への女性の登用促進**」
- ワーク・ライフ・バランス[※]の周知と女性の再就職や技能習得、起業などを支援する「**女性の社会参画促進への支援**」
- 家庭や職場などにおける性別による偏見・差別などの問題を抱えた女性の問題解決を支援する「**女性相談業務**」

※ ワーク・ライフ・バランス

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

基本政策／こころ豊かなひとづくり

施策1-2-6

恒久平和の推進と人権意識の醸成

施策の展開1-2-6-1 平和都市宣言の実行

施策の展開1-2-6-2 人権尊重意識の醸成

現状と課題

風化していく戦争・被爆体験を継承し記録に残すため体験談収集を行い、被爆県として平和教育に取り組むとともに、生命の尊厳について学ぶ取組を実施する必要があります。

また、不当な差別や虐待、いじめなど様々な人権問題が深刻化しており、人間として幸せに生きる権利を踏みにじる行為の根絶と人権問題への理解促進が求められています。

今後の取組方針

平和教育についての取組を充実し、市民の平和への関心を高め「平和都市諫早宣言[※]」を普及するとともに、市民の人権意識を高め、道徳教育の充実を図ります。



平和のつどい

※ 平和都市諫早宣言

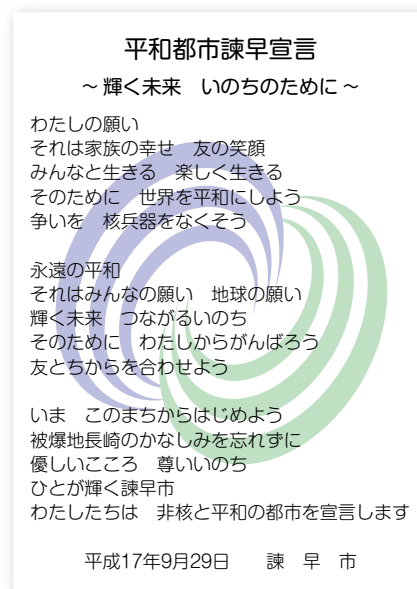
本市では、平成17年9月に市民意見を反映し、市民の平和への願いが込められた「平和都市諫早宣言」を行った。

施策の展開1-2-6-1

平和都市宣言の実行

【主な取組】

- 世界恒久平和の実現を目指す「平和都市諫早宣言」を普及し、過去の悲惨な戦争や被爆体験を受け継ぐ「**平和行政推進事業**」
- 児童生徒に原爆や戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和の大切さを発信・継承する意識を育て平和教育の充実を図る「**平和教育推進事業**」



施策の展開1-2-6-2

人権尊重意識の醸成

【主な取組】

- 人権擁護委員や関係機関と連携し、市民の人権に係る悩み事の解決を図る「**人権擁護活動の推進**」
- 関係機関と連携し、人権教育や啓発活動を通じて市民の人権意識を高める「**人権尊重意識醸成の推進**」
- 道徳教育及び人権教育の充実と教職員の指導力向上を図り、いじめや体罰のない学校生活をつくる「**人権教育推進事業**」

基本政策／こころ豊かなひとづくり

施策1-2-7

国際・国内交流の推進

施策の展開1-2-7-1 国際交流の支援

施策の展開1-2-7-2 国内交流の推進

現状と課題

国際化が大きく進展している中、本市においても国際交流が進んでおり、多文化共生^{※1}や国際理解の促進が必要となっています。

また、友好交流都市^{※2}である、岡山県津山市及び島根県出雲市との3市間での友好交流と信頼関係の醸成を図る必要があります。

今後の取組方針

文化や歴史、習慣などお互いの違いを認め合いつつ、国際交流及び国内交流を市民主体で推進します。



留学生と市民との交流会

※1 多文化共生 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
※2 友好交流都市 友好的・継続的な交流を約した都市。

施策の展開1-2-7-1

国際交流の支援

【主な取組】

- 文化や歴史、習慣などの違いから、お互いを認め合い、自己の認識や考え方などを顧みる機会として市民主体の国際交流を推進する「国際化推進事業」

施策の展開1-2-7-2

国内交流の推進

【主な取組】

- 友好交流都市である津山市及び出雲市との友好交流と信頼関係の醸成を図る「国内交流推進事業」



三市友好交流物産展

基本目標／活力あるしごとづくり

基本政策2-1

地域特性を活かした農林水産業

大寒桜（諫早公園）

集落を形成し、安定した暮らしや地域社会を支えてきた基幹産業である農業や水産業、林業では、産業従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、集落環境の維持だけでなく、その多面的機能までもが失われつつあります。

地域の様々な特色を活かしながら、産業の持続的発展と資源循環型社会の構築に取り組んでいくために、就業の場としての魅力づくり、高付加価値化、生産基盤の充実、経営の拡大と安定に努め、新たな事業に取り組み、地域の特性を活かした作物の振興と多様な担い手を確保・育成するなど、魅力ある農林水産業づくりを目指します。

施策2-1-1 特色ある農業の振興

施策2-1-2 豊かな森林を育む林業の振興

施策2-1-3 3つの海が育てる水産業の振興

基本政策／地域特性を活かした農林水産業

施策2-1-1

特色ある農業の振興

施策の展開2-1-1-1	農業基盤の整備
施策の展開2-1-1-2	高付加価値型農業の振興
施策の展開2-1-1-3	農村集落環境の整備
施策の展開2-1-1-4	畜産の振興
施策の展開2-1-1-5	有害鳥獣対策の強化

現状と課題

農村・中山間地域を中心とした農業従事者の高齢化・後継者不足等の問題により、集落機能が低下しています。農業の持続的発展と資源循環機能の維持のためにも、農業や畜産業を継続できる環境を整え、資源循環型社会の構築に取り組む必要があります。

また、農作物被害防止のため、有害鳥獣の捕獲・防護対策を進めるとともに、捕獲鳥獣の加工流通を促進する取組が必要です。

今後の取組方針

認定農業者や農業生産法人等の育成、新規就農者の確保を図り、農業生産基盤の整備、農産物のブランド化を推進するとともに、自然環境の保全や多面的機能^{※1}の維持・増進による資源循環型社会^{※2}の構築を目指します。



圃場整備（小豆崎地区）

※1 多面的機能 国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

※2 資源循環型社会 生活が豊かになり、それぞれの生活様式が多様化することによって、廃棄物の排出量は増加の傾向を示し、その質（内容）も変化してきている。その結果、埋立容量の減少、不法投棄の発生、ダイオキシンなどの有害物質による悪影響など、多くの問題が生じている。そのため、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会（地球にやさしい社会）に転換していくために、市民、事業者、国・県・市町村が一体となって発生抑制、再利用・再生利用（リサイクル）、適正処分の推進に取り組んでいく社会のこと。

施策の展開2-1-1-1

農業基盤の整備

【主な取組】

- 認定農業者等の担い手への農地集積を図るとともに、農業の組織化・法人化を推進する
「担い手の育成」
- 経営規模の拡大及び合理化を図り、関係機関と連携しながら農業の基盤強化に取り組む
「農業の集団化・組織化の推進」
- 農業生産の効率化や省力化、規模拡大や高収益化を促進する「農業生産基盤の整備」
- 園芸施設の整備や長寿命化など施設園芸の経営規模の拡大や安定生産・省力化を図る
「生産性の向上のための取組の推進」

施策の展開2-1-1-2

高付加価値型農業の振興

【主な取組】

- GAP（農業生産工程管理）や環境保全型農業に取り組む農業者を支援するとともに、新たな農産物のブランド化に取り組む「農産物ブランド化の支援」
- 既にブランド化されている農水産物の生産方式の見直し及び販路拡大等を支援する「産地拡大事業」



園芸施設整備によるキクの安定生産

施策の展開2-1-1-3

農村集落環境の整備

【主な取組】

- 地域共同で農業・農村の多面的機能を保全する活動や農道水路などの地域資源の質的向上を図る活動を支援する **「多面的機能保全支援事業」**
- 中山間地域の多面的機能の維持・増進を図り、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を推進する **「中山間地域等支援事業」**
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入するとともに、農業者が連携し活動範囲の拡大を図る **「環境保全型農業支援事業」**
- 美しい田園景観や住みやすい農村環境の機能を維持するとともに、施設の適正な管理を行う **「農村集落環境保全」**

施策の展開2-1-1-4

畜産の振興

【主な取組】

- 畜産経営により排出される家畜糞尿の適正な堆肥化を行い、資源循環型社会の構築を目指す **「資源循環型農業の推進」**
- 畜産農家の優良家畜の導入等を支援し、経営安定を図る **「優良家畜導入事業の推進」**
- 農家による自衛防疫や関係団体が行う診療事業に対して関係機関と連携して支援する **「家畜防疫の推進」**

施策の展開2-1-1-5

有害鳥獣対策の強化

【主な取組】

- 侵入防護柵の設置や捕獲隊の拡大などの被害防止対策を支援する「有害鳥獣被害防止対策事業」
- 捕獲した鳥獣を加工処理施設で活用し、鳥獣肉の普及に向けた情報発信及び販路確保につながる取組を支援する「鳥獣肉処理加工・流通促進事業」



有害鳥獣被害防止対策

基本政策／地域特性を活かした農林水産業

施策2-1-2

豊かな森林を育む林業の振興

施策の展開2-1-2-1 林業による収益の向上

施策の展開2-1-2-2 市民の森づくり

施策の展開2-1-2-3 多面的機能を推進する林業の育成

現状と課題

森林は生産の場であるとともに、土砂災害の防止や水源かん養[※]などの多面的機能を有しており、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるとともに、市民が自然環境に親しめる森林整備を推進する必要があります。

今後の取組方針

ツクシシャクナゲを轟峡上流部の大渡やしやくなげ高原に計画的に植栽するなど市民に親しみがある森づくりを推進します。

また、効率的・集約的な施業により林業の収益性の向上を図るとともに、広葉樹林や針葉樹林の整備を推進し、森林の有する多面的機能の向上を図ります。



ツクシシャクナゲ

※ 水源かん養 地上に降った雨を一時貯留し、河川への流れ込みを安定させたり地下へ浸透させるなど、水を貯え、良質な水を育み、水量を調節する等の働き。

施策の展開2-1-2-1

林業による収益の向上

【主な取組】

- 林道や作業路網の整備、高性能林業機械の導入支援により、森林保全及び効率的・集約的な施業を進める **「収益性のある林業の推進」**

施策の展開2-1-2-2

市民の森づくり

【主な取組】

- 市の花であるツクシシャクナゲの植栽と道路整備を計画的に実施するとともに、市民が安全に森林に親しみ関心を持てる場を提供し、森林の持つ多面的・公益的機能の啓発を図る **「市民の森づくりの整備推進」**

施策の展開2-1-2-3

多面的機能を推進する林業の育成

【主な取組】

- 森林所有者の費用負担の軽減を図り、広葉樹林や針葉樹林の森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の向上を図る **「豊かな森整備事業の推進」**



広葉樹の植栽

基本政策／地域特性を活かした農林水産業

施策2-1-3

3つの海が育てる水産業の振興

- 施策の展開2-1-3-1 豊かな漁場の回復
- 施策の展開2-1-3-2 漁業収益性の向上
- 施策の展開2-1-3-3 漁業集落の環境整備

現状と課題

水産業を取り巻く環境は、生活排水や磯焼け被害、赤潮等の発生や漂流・漂着物など、外的要因による漁場環境の変化から漁場の生産能力が低下しており、漁業者の高齢化・後継者不足や経費の増大などの問題と合わせ、厳しい状況におかれています。

また、漁業関連施設の老朽化などにより就労環境が低下しており、漁業集落の環境整備に取り組む必要があります。

今後の取組方針

「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を推進し、漁場生産力の回復に向けた取組を進めるとともに、水産物のブランド化など収益性の向上を図ります。

また、漁業関連施設の長寿命化や漁村の活性化など漁業集落の環境整備を図ります。



小長井牡蠣

施策の展開2-1-3-1

豊かな漁場の回復

【主な取組】

- 水産資源の維持・回復を図り、「とる漁業」からの転換を進める「**つくり育てる漁業の推進**」
- 藻場・干潟等が持つ様々な機能を維持し、豊かな海を次世代に引き継ぎ、水産業の活性化を図る「**漁場造成・機能回復事業の推進**」

施策の展開2-1-3-2

漁業収益性の向上

【主な取組】

- 水産物の消費拡大やブランド化を図る「**儲かる水産業の推進**」
- 地域の特性に応じた新技術導入等の取組を支援する「**新水産業創出事業の推進**」

施策の展開2-1-3-3

漁業集落の環境整備

【主な取組】

- 漁村の台風・高潮対策等を実施するとともに、安全で快適な漁業集落の環境整備を推進する「**漁港漁村整備事業の推進**」
- 将来の地区漁業の担い手を育成し、漁村活力の維持・向上を図る「**漁村活性化の推進**」

基本目標／活力あるしごとづくり

基本政策2-2

活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

つつじ（諫早公園）

中心市街地や商店街の活性化と魅力づくりを促進するため、地域に密着した市民参加型イベントの開催や商業基盤施設の整備を支援し、にぎわいと活気あふれる商店街づくりを推進します。

また、より一層の商工業の振興を図るため、企業が求める技術・能力に対応した人材の確保を目的とした職業訓練や就業支援などに取り組むとともに、新たな雇用の場の創出に対する支援や大型商業施設の立地を促進し、更なる交流人口の拡大や雇用の創出を図り、本市経済の活性化につなげることや所得の向上に努めます。

施策2-2-1 個性と魅力あふれる商業の活性化

施策2-2-2 安定した雇用の創出と人材育成

施策2-2-3 新たな産業活力の創生

基本政策／活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

施策2-2-1

個性と魅力あふれる商業の活性化

- | | |
|--------------|------------|
| 施策の展開2-2-1-1 | 商業基盤整備の促進 |
| 施策の展開2-2-1-2 | 商店街の魅力づくり |
| 施策の展開2-2-1-3 | 経営基盤の改善・強化 |

現状と課題

商店街等が実施する文化性、地域性の高い市民参加型のイベント等に対して支援を行い、中心市街地の活性化を図るとともに、中小企業への経営指導や施策、制度の普及を促進することにより、経営の安定と健全な発展を図る必要があります。

今後の取組方針

魅力あるまちづくりのための商業基盤施設の整備や各種ソフト事業を支援するとともに、中小企業の経営安定や資金力の強化など、商工団体等への支援を行います。



100円商店街（アエル中央商店街）

施策の展開2-2-1-1

商業基盤整備の促進

【主な取組】

- 市民・事業者・行政等が一体となって中心市街地の活性化を進める「**中心市街地商業活性化支援事業**」

施策の展開2-2-1-2

商店街の魅力づくり

【主な取組】

- 商店街のにぎわいを創出するため、商店街等によるイベントの支援や空き店舗の有効活用に取り組む「**商店街にぎわい再生支援事業**」

施策の展開2-2-1-3

経営基盤の改善・強化

【主な取組】

- 中小企業の経営安定と資金力の強化に係る取組を促進する「**市制度融資の充実**」
- 商工会議所や商工会を支援し、経営の安定と健全な発展を図る「**商工団体活動支援事業**」

基本政策／活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

施策2-2-2

安定した雇用の創出と人材育成

施策の展開2-2-2-1 地域産業を支える人材の確保・育成

現状と課題

雇用の場の創出と求人情報の提供を推進し、市外への人材の流出に歯止めをかけ、UIJターンによる人材の還流や定着を進めるとともに、有能な人材の確保・育成に努め、職業の安定と地位の向上を図る必要があります。

今後の取組方針

地域の雇用や産業振興への取組に対して支援を行うとともに、有能な人材の育成と勤労者の福祉の増進を図ります。



つくば倶楽部（勤労者福祉施設）

施策の展開2-2-2-1

地域産業を支える人材の確保・育成

【主な取組】

- 大学や高校などへの求人情報の発信や求人企業合同説明会などの開催を支援する「**求人情報提供の支援**」
- 地域における情報処理技能者等の養成・確保と情報処理関連の職業能力開発の促進を支援する「**情報化人材育成の支援**」
- 職業人として有能な人材を養成し、職業の安定と地位の向上を図る事業を支援する「**職業訓練等推進事業**」
- 勤労者が安心して利用できるよう施設管理に努め、福祉の増進を図る「**勤労者福祉施設管理運営事業**」



いさはやコンピュータ・カレッジの授業風景

基本政策／活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

施策2-2-3

新たな産業活力の創生

- 施策の展開2-2-3-1 企業立地の促進
- 施策の展開2-2-3-2 新産業団地の整備推進
- 施策の展開2-2-3-3 新ビジネス支援

現状と課題

新たな産業団地の整備や大型商業施設の立地促進については、市全体の中で適切な場所を見極めながら候補地の選定を行い、検討を進める必要があります。

また、創業から創業後の支援体制の整備により新たな事業の創出を促進し、本市経済の活性化に努める必要があります。

今後の取組方針

企業誘致や新たな産業団地の整備、事業の創出により、雇用の場の創出と拡大を図り、人材の還流や定着を目指すとともに、本市経済の活性化につなげます。

また、大型商業施設の立地を促進し、更なる交流人口の拡大や雇用の創出を図ります。



産業集積地域

施策の展開2-2-3-1

企業立地の促進

【主な取組】

- 雇用の場の創出と拡大を図るとともに、人材の流出に歯止めをかけ、若者の定住促進と地域活性化を目指す「産業集積・企業立地促進」
- 大型商業施設の立地を促進し、更なる交流人口の拡大や雇用の創出を図り、経済の活性化につなげる「大型商業施設の立地促進」

施策の展開2-2-3-2

新産業団地の整備推進

【主な取組】

- 企業誘致による雇用の場の創出と雇用の安定・拡大を図る新たな産業団地を整備する「新産業団地の整備推進」

施策の展開2-2-3-3

新ビジネス支援

【主な取組】

- 新たな事業の創出を促進するため、市の相談窓口を通じて創業支援機関との情報共有化による創業支援を行うとともに、金融機関等と連携した資金調達面での支援を図る「創業支援事業」

基本目標／活力あるしごとづくり

基本政策2-3

地域資源を活かした観光・物産

諫早菖蒲（諫早公園）

交通の要衝としての地の利を活かし、交通の利便性を高めながら、「諫早」ならではの特産品を普及させていくだけではなく、それらを活かした体験型ツアーの実施や6次産業化に取り組み、市外へ向けたPR活動を進めます。

また、観光客が求める情報を適切に提供していくため、観光パンフレット等の各種媒体を活用した情報発信に努めるとともに、スポーツ施設の維持整備に取り組み、スポーツ大会の開催やコンベンション等の誘致による交流人口の拡大を図り、観光地の環境保全や自然干陸地などの魅力ある水辺空間づくりを推進します。

施策2-3-1 おもてなしの観光づくり

施策2-3-2 ふるさとの物産づくり

施策2-3-3 交流促進による地域の活性化

基本政策／地域資源を活かした観光・物産

施策2-3-1

おもてなしの観光づくり

- 施策の展開2-3-1-1 観光情報の発信
- 施策の展開2-3-1-2 体感、交流観光の推進
- 施策の展開2-3-1-3 干拓資源の総合的な活用

現状と課題

観光客が求めている情報等の収集に努め、観光パンフレット等の各種媒体を活用した情報発信により、交流人口の拡大を図る必要があります。

また、自然干陸地は地域交流の場や観光地として定着しており、環境保全活動や魅力ある水辺空間づくりを推進していく必要があります。

今後の取組方針

観光パンフレット、ホームページやSNS*等の活用により、効果的な情報発信を行います。また、のんのご諫早まつり等への参加促進によるにぎわいの創出を図ります。

自然干陸地については、環境保全活動等を継続して行いながら利活用を図ります。



のんのご諫早まつり



うなぎの妖精「うないさん」

* SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス。リアル社会のネットワークを意識して、それに近いものをネット上に構築したサービス。人と人のコミュニケーションを促進し、新しい人間関係を築いていくことができる。

施策の展開2-3-1-1

観光情報の発信

【主な取組】

- 観光パンフレットの充実に加え、ホームページや SNS 等の活用による時代のニーズに合った手法での観光情報の発信を行うとともに、観光関係施設と連携し、市外・県外より広範囲に向けた情報発信に取り組む **「観光情報発信事業」**

施策の展開2-3-1-2

体感、交流観光の推進

【主な取組】

- 本市のまつりを様々な媒体を利用して情報発信し、県内外の方の参加を促す **「まつり支援事業」**
- 地域資源を活用した体験型ツアーの実施やスポーツ大会・コンベンション[※]等の誘致など、地域の資源を活かしながら交流観光の推進に取り組む **「自然や地域資源を活かした体験型観光の推進」**

施策の展開2-3-1-3

干拓資源の総合的な活用

【主な取組】

- 諫早湾干拓事業により新たに創出した自然干陸地などを活用し、交流人口の増加を図る **「自然干陸地利活用推進」**
- 自然干陸地への景観植物の植栽や、環境学習会などの活動を継続して行い、魅力ある水辺空間の形成を図る **「農と緑と水辺空間づくり」**

※ コンベンション 特定の目的で多数の人が集まること（大会、会議、集会、シンポジウム、セミナー、見本市等のこと）。

基本政策／地域資源を活かした観光・物産

施策2-3-2

ふるさとの物産づくり

施策の展開2-3-2-1 道の駅等を活用した地場製品の販売促進

施策の展開2-3-2-2 地場製品の開発・研究

現状と課題

市内企業と農林漁業者の協力により地場製品の普及促進・販路拡大と新たな地場製品の創出に取り組み、地場製品愛用の啓発を図るとともに、県外等へのPRを含めた新たな取組が必要です。

今後の取組方針

特色ある地場製品の加工販売や新商品開発等に取り組み、県内外で開催される各種物産展や企業の商談会への積極的参加に支援します。



幻の高来そば新そばまつり

施策の展開2-3-2-1

道の駅等を活用した地場製品の販売促進

【主な取組】

- 県内外で開催される各種物産展や企業の商談会へ積極的に参加していくとともに、加工販売や新商品開発等の取組を支援する「**地場産品普及促進支援事業**」
- 地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場としての「**道の駅整備**」
- 魅力ある地場産品の販売により、地域活性化を図る「**道の駅や直売所等による地場産品の販路拡大の推進**」
- 消費者に新鮮で安全安心な農林水産物を提供し、生産者の顔が見える「**地産地消の推進**」
- 水産物の消費拡大やブランド化を図る「**儲かる水産業の推進**」（再掲）

施策の展開2-3-2-2

地場産品の開発・研究

【主な取組】

- 農業者の取組や新技術の確立、特色ある農業の実践につながるよう支援する「**需要に応じた生産体制の整備**」
- 新商品の開発や加工販売に取り組む団体に対し、関係機関と連携して支援する「**農業・農村活性化支援事業**」
- GAP（農業生産工程管理）や環境保全型農業[※]に取り組む農業者を支援するとともに、新たな農産物のブランド化に取り組む「**農産物ブランド化の支援**」（再掲）
- 既にブランド化されている農水産物の生産方式の見直し及び販路拡大等を支援する「**産地拡大事業**」（再掲）
- 地域の特性に応じた新技術導入等の取組を支援する「**新水産業創出事業の推進**」（再掲）
- 地域資源を活用した新たな魅力ある商品の研究や開発を支援する「**地場産品の研究開発支援**」

※ 環境保全型農業 農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

基本政策／地域資源を活かした観光・物産

施策2-3-3

交流促進による地域の活性化

施策の展開2-3-3-1 スポーツツーリズムによる交流人口の拡大

施策の展開2-3-3-2 文化・自然ツーリズム等による交流人口の拡大

現状と課題

交通の要衝として優れた交通アクセスや豊かな自然や充実したスポーツ施設などを有しており、コンベンション等開催助成制度を設けて大会・合宿等の誘致に取り組んでいます。こうした本市の魅力をPRし、地域資源を最大限に活用した交流人口の拡大を促進し、地域の活性化につなげていく必要があります。

今後の取組方針

スポーツ・文化施設整備や豊かな自然を活かした交流環境づくりを行い、スポーツ大会などの開催や、プロスポーツを通して交流人口の拡大に努め、宿泊者等の増加による地域活性化を図ります。



V・ファーレン長崎ホームゲーム

施策の展開2-3-3-1

スポーツツーリズムによる交流人口の拡大

【主な取組】

- スポーツ大会の開催、誘致活動を図るとともに、県内唯一のプロスポーツチームの活動を通して、交流人口の拡大や地域活性化につなげる「**スポーツ交流の推進**」
- 積極的な誘致活動に取り組み、宿泊者数の増加による地域活性化を図る「**宿泊観光促進事業**」

施策の展開2-3-3-2

文化・自然ツーリズム等による交流人口の拡大

【主な取組】

- 積極的な誘致活動に取り組み、宿泊者数の増加による地域活性化を図る「**宿泊観光促進事業**」(再掲)
- 美術・歴史館を有効に活用するなど、地域の資源を十分に活かしながら交流観光の推進を目指す「**自然や地域資源を活かした体験型観光の推進**」(再掲)
- 地域資源を活用した日帰り型の農林漁業体験ツアーに対して、関係機関等の協力を得ながら支援を行い、地域活性化を図る「**自然や地域資源を活かした体験型観光の推進**」(再掲)



五家原岳

基本目標／魅力あるまちづくり

基本政策3-1

安全なまちづくり



カーネーション（飯盛）

本市は地理的に集中豪雨や台風などの影響を受けやすく、過去に幾多の災害が発生し、多くの尊い生命や財産が失われています。近年の異常気象により引き起こされる洪水・土砂災害や津波・高潮等の被害の拡大を抑えるため、治水対策及び消防防災体制を検証し、地域防災力の強化による災害に強いまちづくりを進めます。

また、子どもから高齢者まで、誰もが安全に通行できる歩道の整備を進め、交通安全意識の向上や交通安全施設の充実、防犯意識の普及・啓発に努めるとともに、多様化する消費者トラブル等への相談体制を充実するなど、安全なまちづくりを進めます。

施策3-1-1 総合的な防災体制の強化

施策3-1-2 交通安全・防犯意識の推進

基本政策 / 安全なまちづくり

施策3-1-1

総合的な防災体制の強化

施策の展開3-1-1-1 治水対策

施策の展開3-1-1-2 消防防災体制の整備

現状と課題

本市は集中豪雨が発生しやすく、洪水・土砂災害等への備えとして、危険箇所の早急な対策工事や排水機器等の定期的な整備点検などが求められています。また、津波・高潮等の対策として、防波堤や海岸保全施設の整備を継続して行う必要があります。

防災行政無線については、全市域における安定した運用を確立し、また、消防団の団員確保や活動支援、装備の充実を図り、地域防災力の向上に努める必要があります。

今後の取組方針

河川改修や急傾斜地崩壊対策などの治水対策及び消防団活動の推進や防災情報の伝達など消防防災体制を確立するとともに、市民の防災意識の向上による地域防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。



諫早市消防出初式



防災会議室

施策の展開3-1-1-1

治水対策

【主な取組】

- 排水機器等の計画的な整備更新及び機能維持のため、定期的な点検の実施などの管理に努める **「総合治水対策」**
- 国・県と連携して、移転対象者の生活再建対策やダム周辺地域の振興計画策定等を進めるとともに事業の推進に努める **「本明川ダム建設事業」**
- 内水被害の発生が懸念される区域への治水対策に努める **「河川整備」**
- 急傾斜地崩壊対策工事等を実施するとともに土砂災害特別警戒区域[※]の指定による土地利用規制などの総合的な取組を行う **「急傾斜地崩壊対策等推進」**
- 高潮、波浪、津波などによる海岸災害に備えて、防波堤や護岸など海岸保全施設の整備促進を図る **「海岸保全推進」**



本明川ダム（完成イメージ図）

施策の展開3-1-1-2

消防防災体制の整備

【主な取組】

- 防災行政無線の安定稼働や自主防災組織の育成など **「地域防災力の強化」**
- 消防団の活動支援として施設や装備の更新を進める **「地域消防防災体制の確立」**

※ 土砂災害特別警戒区域

特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

基本政策／安全なまちづくり

施策3-1-2

交通安全・防犯意識の推進

- 施策の展開3-1-2-1 交通安全のまちづくり
- 施策の展開3-1-2-2 犯罪のないまちづくり
- 施策の展開3-1-2-3 相談体制の充実

現状と課題

高齢者や子どもたちが安全に通行できる歩道や通学路の安全対策やバリアフリー化を進め、事故防止対策を継続し、効果的に道路整備を進めていく必要があります。

また、防犯灯の設置・維持への支援や防犯活動を推進し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る必要があります。

悪徳商法やインターネット通販等による消費者トラブルなど、複雑・多様化した問題を未然に防ぐための積極的な情報提供や相談体制の充実が必要となります。

今後の取組方針

全ての人に優しい歩道の整備を進め、交通事故の防止に努めるとともに、通学路の安全確保や防犯灯の設置・維持の支援など、安全安心で暮らしやすい地域づくりを推進します。

消費者トラブル等を未然に防ぐための情報提供や講座の実施、トラブルに対する相談体制の整備を促進します。



交通安全学習

施策の展開3-1-2-1

交通安全のまちづくり

【主な取組】

- 歩道の新設や現在ある歩道のバリアフリー等を行うとともに、交通事故の防止及び交通の円滑化を図る「歩行者に優しい道づくり」
- 交通安全指導や啓発活動を活発化し、交通事故の防止に努める「交通安全意識の向上推進」

施策の展開3-1-2-2

犯罪のないまちづくり

【主な取組】

- 安全安心で暮らしやすく、犯罪の起きにくい地域づくりを目指す活動に取り組む「犯罪のない安全な地域づくりの推進」
- 学校や地域において、通学路の安全確保やスクールネットの活用による情報の提供・共有を行う取組を充実する「子どもの安全見守り活動」



暴排・地域安全活動

施策の展開3-1-2-3

相談体制の充実

【主な取組】

- 消費者トラブルなどの相談への対応と未然防止に努める「消費生活センター業務」
- 市民生活の変化の把握に努め、市民のニーズに即した相談体制を整える「市民相談事業」

基本目標／魅力あるまちづくり

基本政策3-2

安心なまちづくり

オオキツネノカミソリ (多良岳)

生活様式の複雑化・多様化や少子高齢化の進行などに伴い、地域でのつながりが希薄になりつつあります。このような中、地域においては、公的な制度だけでは対応できない生活課題も生じており、改めて地域における支え合いが必要となってきました。

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉サービスの充実と総合的な提供を図るとともに、住民同士の連携を深め、地域で自立した生活を営むことができる地域福祉の実現と、地域全体で支え合い助け合う市民総参加のまちづくりを目指します。

施策3-2-1 安心できる地域福祉

施策3-2-2 健康づくりと保健・医療の充実

施策3-2-3 明るく活力ある長寿社会づくり

施策3-2-4 自立と共生の障害者支援

基本政策／安心なまちづくり

施策3-2-1

安心できる地域福祉

施策の展開3-2-1-1 住民主体の地域福祉づくり

施策の展開3-2-1-2 要援護者の支援

現状と課題

複雑化・多様化している生活課題の解決のためには、公的サービスのみならず、地域住民をはじめとした多様な主体の参画による支え合いが必要とされています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の身近な課題は地域で解決できるよう、住民の取組を支援し、地域で支え合う体制を構築する必要があります。

今後の取組方針

地域福祉の担い手の支援や育成に取り組み、地域での支え合いを促進するとともに、地域で相談・発見・解決できる仕組みづくりや、地域における見守り体制等の確立に努めます。



諫早市社会福祉大会

施策の展開3-2-1-1

住民主体の地域福祉づくり

【主な取組】

- 市民に対し、地域における福祉活動への参加を促す「ふれあい、支え合う地域づくり」
- 地域住民に最も身近な立場で見守り支援等を行う民生委員・児童委員などの担い手に対する総合的な支援を行う「地域福祉を支える人づくり」
- 地域福祉推進の中核である市社会福祉協議会が、地区（校区）社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を推進できるよう支援する「地域を支える福祉の仕組みづくり」
- 生活に困窮している方の実情に応じた生活支援や就労支援などを進める「生活・自立支援」

施策の展開3-2-1-2

要援護者の支援

【主な取組】

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、重度の障害がある人など日常生活に手助けが必要な人や、災害時の避難にあたって支援が必要となる要援護者をあらかじめ把握し、地域ぐるみで支え助け合う「地域における見守りの推進」



防減災のための市民フォーラム（森山地区社会福祉協議会）

基本政策／安心なまちづくり

施策3-2-2

健康づくりと保健・医療の充実

施策の展開3-2-2-1 健康づくりの推進

施策の展開3-2-2-2 保健・医療の連携

現状と課題

高齢化の進行や生活習慣の変化により生活習慣病が増加傾向にあるため、市民の健康づくりを支援するとともに、健康診査の受診率を高め、疾病の予防や早期発見・早期治療につなげる環境を構築することが必要です。

また、市民が健康で安心した生活ができるよう、国民健康保険事業の安定的な運営に努める必要があります。

今後の取組方針

生活習慣病を予防するため、健康増進に関する普及啓発により市民の健康づくりへの意識を高めるとともに、健康診査等の受診を推進します。また、年間を通して24時間対応できる診療体制を継続します。

国民健康保険事業については、安定的な運営のために財源の確保と医療費の適正化を図ります。



健康づくりのための「市民ウォーキング」

第1章

第2章

第3章

第4章

基本政策1-1

基本政策1-2

基本政策2-1

基本政策2-2

基本政策2-3

基本政策3-1

基本政策3-2

基本政策3-3

基本姿勢4-1

第5章

資料編

施策の展開3-2-2-1

健康づくりの推進

【主な取組】

- 市民の健康づくりの意識高揚を図り、市民が主体となった普及啓発活動を進める「**健康づくり推進事業**」

施策の展開3-2-2-2

保健・医療の連携

【主な取組】

- 市民の健康増進を図るため医療機関と連携しながら生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、医療費の抑制と市民生活の質の向上を図る「**生活習慣病予防の推進**」
- 健康診査の効果的な受診勧奨により受診促進に努め、市民の健康管理と疾病の早期発見・早期治療につなげる「**健康診査事業**」
- 救急医療体制の支援による「**安全安心な地域医療体制の継続**」
- 市民が健康で安心した生活ができるよう、国民健康保険の安定的な運営に努める「**国民健康保険事業**」



健康相談

基本政策／安心なまちづくり

施策3-2-3

明るく活力ある長寿社会づくり

施策の展開3-2-3-1 地域包括ケアシステムの構築

施策の展開3-2-3-2 生きがいを持てる地域づくり

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築を図るため、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、在宅医療・介護の連携を推進し、介護予防や介護サービス基盤の整備を含めた体制づくりを行っていくことが必要とされています。

また、高齢者の生きがいづくりを増進し、活躍できる場の提供及びその支援策を検討する必要があります。

今後の取組方針

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構築するとともに、在宅サービス及び施設サービスの適正な水準の維持を目指します。



第2回長崎県老人福祉協議会「介護の日」
フォトコンテスト県知事賞受賞作品
「最高の笑顔～コスモス畑」

施策の展開3-2-3-1

地域包括ケアシステムの構築

【主な取組】

- 高齢者が要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるように支援する「**介護保険サービス**」
- 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、多様なサービスを総合的かつ効率的に提供する「**地域支援事業の充実**」
- 地域包括ケアシステム構築の実現に向け、計画的に進める「**介護サービス基盤の整備**」

施策の展開3-2-3-2

生きがいを持てる地域づくり

【主な取組】

- 高齢者の活躍の場や健康・生きがいづくりの場の提供を進めるとともに就労機会の確保を図る「**高齢者の生きがいづくり**」
- 住民主体の活動などによる地域の支え合い体制づくりを推進する「**在宅生活の支援**」
- 在宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等での生活の場を提供する「**在宅生活困難者への住居提供**」



ふれあいいきいきサロン

基本政策／安心なまちづくり

施策3-2-4

自立と共生の障害者支援

施策の展開3-2-4-1 障害者への支援

施策の展開3-2-4-2 障害者の社会参加支援

現状と課題

障害の有無に関わらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、障害のある人の多種多様な相談に対応する相談支援体制づくりを進めることが必要とされています。

また、障害のある人の社会参加の促進や、障害及び障害のある人に対する理解をより深めることが必要です。

今後の取組方針

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談窓口の充実を図り、障害福祉サービスを提供します。

また、障害のある人の社会参加を促進するための様々な事業を行うとともに、障害及び障害のある人に対する理解をより深めるなど、効果的な取組に努めます。



ナイスハートバザール in 諫早

施策の展開3-2-4-1

障害者への支援

【主な取組】

- 障害のある人が必要とする情報の提供や障害福祉サービスの利用支援などを行う「**総合的な相談支援**」
- 障害のある人が必要としている自立支援給付事業^{※1}や障害児通所支援事業^{※2}など、障害福祉サービスを提供する「**地域生活支援**」

施策の展開3-2-4-2

障害者の社会参加支援

【主な取組】

- スポーツ・芸術活動、情報支援、市民参加型イベントなどを通じて障害及び障害のある人への理解を深め、積極的な社会参加交流を図る「**社会参加交流促進**」



全国障害者スポーツ大会（長崎がんばらんば大会）

- ※1 自立支援給付事業 障害者の能力、適性に応じ自立した日常生活、社会生活が営めるよう障害福祉サービスを提供し支援する（介護給付、訓練等給付、計画相談支援）。
- ※2 障害児通所支援事業 障害のある子どもが身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう障害福祉サービスを提供する（児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援、保育所等訪問支援）。

基本政策3-3

快適なまちづくり



ひまわり（中央干拓地）

新幹線開業を踏まえ、新しい時代環境に適応した広域交通網の整備と都市機能の充実を図り、良好な市街地や住環境を形成します。また、豊かな自然環境を活かした公園や森林・河川の整備をはじめ、市民生活の利便性を高める道路網や、公共交通等の総合的な維持連携、強化を図ります。

バリアフリーの環境づくりを展開するとともに、点在する空き家問題の解消や都市機能の拡散を解消するため、定住人口の増加を図りながら、快適な生活環境づくりを推進します。

施策3-3-1 自然環境の保全と継承

施策3-3-2 水とみどり豊かなまち

施策3-3-3 良好な市街地の整備

施策3-3-4 交通基盤の整備

施策3-3-5 都市機能の整備

施策3-3-6 多様な地域づくりの推進

基本政策 / 快適なまちづくり

施策3-3-1

自然環境の保全と継承

施策の展開3-3-1-1 自然と調和した暮らし

現状と課題

市内の環境状況を把握していくために、各種環境調査を定期的を実施する必要があります。

また、環境学習会などの学習機会を充実させるとともに、ごみの排出抑制・再資源化、公共用水域の水質改善などに取り組み、環境保全や資源の再利用に対する市民の意識向上や環境保全活動の推進を図ることが必要です。

今後の取組方針

環境への負荷ができるだけ低減される社会を形成するため、ごみの排出抑制・再資源化を推進するとともに、行政、事業者、市民団体が協働して、環境保全活動に取り組んでいきます。



いさはやエコフェスタ

施策の展開3-3-1-1

自然と調和した暮らし

【主な取組】

- 各種環境調査により市内の環境状況の情報収集に努める「調査・監視・指導体制強化」
- 行政、事業者、市民団体などが手を携えて環境保全活動への取組を図る「環境教育・意識啓発推進」
- 環境への負荷が低減される社会を形成するため、廃棄物の分別収集や再資源化などを図る「ごみ減量化の推進」
- 下水道等の生活排水処理施設の整備と啓発事業を着実に進める「生活排水対策の推進」
- 自然環境への影響を踏まえた適正な開発による「自然エネルギーの利用促進」



ごみ減量化・地域美化事業

第1章

第2章

第3章

第4章

基本政策1-1

基本政策1-2

基本政策2-1

基本政策2-2

基本政策2-3

基本政策3-1

基本政策3-2

基本政策3-3

基本姿勢4-1

第5章

資料編

基本政策／快適なまちづくり

施策3-3-2

水とみどり豊かなまち

- 施策の展開3-3-2-1 公園・緑地の整備
- 施策の展開3-3-2-2 花と緑に囲まれたまちづくり
- 施策の展開3-3-2-3 水と緑に親しむ暮らし
- 施策の展開3-3-2-4 本明川に親しむまちづくり

現状と課題

住宅団地の開発等により、一定規模の広さを有する公園・緑地の需要が高まっている地域もあり、既存公園の再編を含めた公園の整備が求められています。

また、本市は良好な自然環境や田園風景など魅力ある景観を有しており、それらを適正に保全するとともに、花と緑に囲まれたまちづくりを推進していく必要があります。

水辺においては、水と親しむ空間の整備が行われており、市民の憩いの場として期待されています。

今後の取組方針

地域ごとにバランスのとれた公園整備を図るとともに、市民参加による緑化推進に努めます。また、河川愛護の意識の高揚を図り、地域住民やボランティア等の参加による河川の美化や清掃活動の支援を行い、市民が集う憩いの場として利用される空間づくりを目指します。



なごみの里運動公園

施策の展開3-3-2-1

公園・緑地の整備

【主な取組】

- 公園の位置や利用状況を考慮し、市民の交流の場、憩いの場、また癒しの場として、親しまれる「公園・緑地の整備」

施策の展開3-3-2-2

花と緑に囲まれたまちづくり

【主な取組】

- 花と緑に囲まれたまちづくりに努めるため、環境美化に取り組む団体に対して、花苗の配布等の支援を行う「花いっぱい運動の推進」
- 豊かな自然景観や特徴ある田園風景など、良好で魅力ある景観の形成と保全のため、適正な規制と誘導により目指す「美しいまちづくり」
- 潤いのある暮らしづくりを進めるため、花や樹木に関する専門的な知識や経験と技術に基づき、適切な指導助言を行う「花医・樹医相談助言事業」



花いっぱい運動

施策の展開3-3-2-3

水と緑に親しむ暮らし

【主な取組】

- 河川愛護の意識の高揚に結びつくような地域社会の活動と連携した「**生き物と人にやさしい水環境の創造**」
- 河川愛護ボランティア団体の活動を積極的に支援する「**市民参加の美しい水辺空間づくりの推進**」
- 多良山系及び西部団地周辺に広がる森林を活用して自然に親しみ、健康増進に寄与する「**自然に親しむウォーキングコース等の整備**」

施策の展開3-3-2-4

本明川に親しむまちづくり

【主な取組】

- 魅力豊かな本明川沿いにおいて、にぎわいの場として朝市等を開催するなど交流人口の拡大を図るとともに、農水産物などの地場産品の販売促進に努める「**本明川を活かしたにぎわいの場の創出**」
- 本明川の堤防敷において、誰もが安心して快適に利用ができ、散策などを楽しめるような空間づくりに努める「**市民散策道等ネットワークづくりの推進**」



本明川桜づつみ

基本政策／快適なまちづくり

施策3-3-3

良好な市街地の整備

- | | |
|--------------|-------------|
| 施策の展開3-3-3-1 | 上水道の整備 |
| 施策の展開3-3-3-2 | 公共施設のバリアフリー |
| 施策の展開3-3-3-3 | 生活排水対策の推進 |
| 施策の展開3-3-3-4 | 生活基盤の整備 |

現状と課題

安全で安心して利用できる水道水を将来にわたり安定的に供給するために、効率的な施設の整備・更新を進める必要があります。

また、全ての市民が自立して暮らせるバリアフリーの環境づくりが求められている中、健康で快適な生活環境を実現するために生活排水対策事業や地域のニーズに的確に対応した生活基盤の整備が必要となっています。

今後の取組方針

健康で快適な生活環境の実現のため、公共施設や交通拠点等における率直的なバリアフリーに対する取組の推進や、上・下水道の整備、各種生活基盤の整備を図ります。



飯盛浄化センター

施策の展開3-3-3-1

上水道の整備

【主な取組】

- 水道水の安定供給を維持していくために、より効率的な施設整備を進める「**水道施設更新・整備事業**」
- 老朽管の更新や耐震化を図るとともに、基幹管路や避難場所等の重要施設へ通じる配水管の整備を優先的に進める「**管路更新・耐震化事業**」

施策の展開3-3-3-2

公共施設のバリアフリー

【主な取組】

- バリアフリーの生活環境の実現のため、公共施設整備における率直的なバリアフリーに取り組む「**公共施設バリアフリー率先整備の推進**」
- 公共交通事業者と連携・調整のうえ、支援を図る「**交通拠点等バリアフリーの推進**」



喜々津駅構内のバリアフリー化

施策の展開3-3-3

生活排水対策の推進

【主な取組】

- 処理場及び管渠の更新・長寿命化対策など維持管理業務に適切に対応するとともに、下水道の整備と接続促進を図る「**公共下水道事業**」
- 農業用排水路及び公共用水域の水質保全と農業・漁業集落の生活環境改善を目指し、施設の整備と接続促進を図る「**農業集落排水事業及び漁業集落排水事業**」
- 下水道による整備計画区域以外の地域について、高度処理型浄化槽による普及促進を図る「**浄化槽設置費補助事業**」

施策の展開3-3-4

生活基盤の整備

【主な取組】

- より安全で快適な生活環境の実現を目指し、市民の日常生活に密着した道路、水路、交通安全施設等の整備、小規模改良及び維持修繕などを図る「**生活基盤整備事業（すみよか事業）**」
- 市民の日常生活に密着した既存の公共土木施設の適切なメンテナンスを実施することにより、機能回復や長寿命化を図る「**地域リフレッシュ事業**」
- 安全で安心して生活できる良質な住宅ストック^{*}の形成を図るため、住宅のバリアフリーや室内環境の向上などの住宅改修を支援する「**住宅性能向上リフレッシュ事業**」
- 空き家等の適正管理及び有効利活用を促進するために、総合的かつ計画的な施策を推進する「**空き家等適正管理推進事業**」

※ 住宅ストック

国内に建築されている既存の住宅。5年ごとに実施される国の住宅・土地統計調査によると、2013年の総住宅数は6063万戸で世帯数5307万を大きく上回る“過剰在庫”状態で、空き家問題なども顕在化していることから、その活用策が議論されている。

基本政策 / 快適なまちづくり

施策3-3-4

交通基盤の整備

- 施策の展開3-3-4-1 幹線道路網の整備
- 施策の展開3-3-4-2 地域公共交通の整備
- 施策の展開3-3-4-3 港湾の整備

現状と課題

本市は県央部に位置し広域幹線道路網が形成されていますが、市街地における交通渋滞により交通拠点としての機能が阻害されており、地域高規格道路等の早期整備が求められるとともに、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）については、交通結節機能の強化や利便性の向上を図る必要があります。

路線バスなどの公共交通機関においては、利用者の減少によりその存続が危ぶまれていることから、市民への利用促進と公的支援が必要となっています。

また、港湾においては、不法係留や廃船の放置に対する港湾管理者の指導が必要です。

今後の取組方針

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業に向けて事業を推進するとともに、国道・県道の拡幅や地域高規格道路の早期整備、港湾施設の管理など、地域の生活に密着した交通網の拡充を図ります。



整備中の一般国道34号（本野入口交差点付近）

施策の展開3-3-4-1

幹線道路網の整備

【主な取組】

- 災害に強い国土・地域づくりと社会資本の適確な維持管理・更新を推進する「**広域幹線道路網の整備促進**」
- 地域の生活に密着した道路整備を安定的に実施する「**道路交通円滑化の推進**」
- 有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネットワークの整備を図る「**諫早・鹿島間の高速交通ネットワークの整備推進**」
- 諫早西部新住宅市街地開発事業との連携を図り、都市計画道路堀の内西栄田線を国道34号（諫早北バイパス）へ接続するなどの「**市道道路改良整備事業**」
- 諫早駅前と中心地区を結ぶ幹線道路の整備を図る「**駅周辺と中心市街地を結ぶ幹線道路整備**」



整備中の一般県道諫早外環状線（(仮称)貝津橋 I C 付近）

施策の展開3-3-4-2

地域公共交通の整備

【主な取組】

- 産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤である「九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の着実な整備推進」
- 地域鉄道の利便性を高めるための運行改善を働きかけ、交通基盤の充実を図る「地域鉄道維持再生の推進」
- 効率的で利便性の高いバス路線への見直しにより利用者増を図ることで、市民の大切な移動手段を確保する「バス路線の見直しと確保」
- 乗合タクシー運行の導入を促進するとともに、公共交通機関との乗継を円滑化し、相乗的な利用を促進する「乗合タクシー運行事業」



乗合タクシー

施策の展開3-3-4-3

港湾の整備

【主な取組】

- 港湾管理を徹底するとともに、海上輸送や漁業活動の拠点として利活用できる港湾施設の整備を進める「港湾整備事業」

基本政策／快適なまちづくり

施策3-3-5

都市機能の整備

- | | |
|--------------|----------------|
| 施策の展開3-3-5-1 | 計画的なまちづくりの推進 |
| 施策の展開3-3-5-2 | 土地利用の規制緩和と定住促進 |
| 施策の展開3-3-5-3 | 市街地開発事業 |

現状と課題

定住人口の増加を図るためには、住宅開発について更なる規制緩和対策が求められる一方で、市内における空き家についての問題があります。

市外への人の流出を抑えるためにも、商業をはじめとした都市機能の適正な配置や、まちの活性化とにぎわいの創出が求められています。

今後の取組方針

都市機能の集積や商業集積地の機能を高めることにより、良好な居住環境の整備とまちの再生を図るとともに、まち全体の活性化を図ります。

また、人口減少問題の対策として地域特性に応じた施策を検討しつつ、定住促進に取り組めます。



西部台住宅

施策の展開3-3-5-1

計画的なまちづくりの推進

【主な取組】

- 本市のまちづくりの理念や目指すべき都市の将来像の実現に向け、社会情勢の変化に対応した計画的なまちづくりを推進するための指針となる「**都市計画基本方針の改定**」

施策の展開3-3-5-2

土地利用の規制緩和と定住促進

【主な取組】

- 市街化調整区域の既存集落における地域コミュニティの維持を図るため、**小さな拠点**の理念を導入した土地利用を誘導するとともに、幹線道路沿いや地域高規格道路のインターチェンジ周辺においては、地区計画等を活用し計画的な土地利用を誘導する「**市街化調整区域における土地利用の規制緩和**」
- 新鮮で夢のある発想をもった若者と行政と一緒にまちづくりに取り組むことで、地元への愛着を育み、将来的な定住化も見据えた取組を進める「**みんなのホームタウンづくり(Uターン、空き家バンク)**」
- 地域のニーズに応じた市営住宅の整備や既存住宅の適切な改善改修により、健康で豊かな生活が営める「**市営住宅の適正管理**」

施策の展開3-3-5-3

市街地開発事業

【主な取組】

- 新幹線開業に合わせた交通広場の整備による交通結節機能の向上や商業・業務及び住宅の集積を図る「**諫早駅東地区第二種市街地再開発事業**」
- 中心市街地の都市機能の高度化や集積、街なか居住人口の増加を図る再開発を促進するなど、商業集積地全体の機能を高め、商店街の活性化を図る「**栄町東西街区第一種市街地再開発事業**」
- 既成市街地における良好な居住環境を有する住宅地として、まちの再生を図る「**諫早南部土地区画整理事業**」



諫早駅東地区第二種市街地再開発事業イメージ

基本政策 / 快適なまちづくり

施策3-3-6

多様な地域づくりの推進

施策の展開3-3-6-1 つながり守る地域づくり

施策の展開3-3-6-2 特色あるまちづくりの推進

現状と課題

地域活動の主要な担い手である自治会などの地域団体は、担い手・後継者不足が進行し、コミュニティの維持そのものが困難になってきている地域もあります。

多様化する住民ニーズに対応するためにも、地域のまちづくり活動の支援や活性化への取組を支援する必要があります。

今後の取組方針

良好な地域社会の維持のため集会所の機能維持に努め、自治会への加入を促進し、自治活動を支援することにより、地域のつながりを守るとともに市民協働による特色ある地域づくりを推進します。



湯江紙 紙すき体験

施策の展開3-3-6-1

つながり守る地域づくり

【主な取組】

- 地域活動の主要な担い手である自治会の活動を支援する「**自治活動支援**」
- 自治会の活動拠点となる集会所の機能維持に努める「**地区集会施設整備支援**」
- 市民の自治会に対する理解を深め、加入促進を図るとともに、ボランティアやNPOなど市民の自主的活動を支援する「**地域自治意識の醸成**」

施策の展開3-3-6-2

特色あるまちづくりの推進

【主な取組】

- 地域審議会の意見書を参考にし、地域の実情に応じた活性化策を住民とともに研究し、地域住民の主体的な取組による持続可能なまちづくりを推進する「**地域おこし支援事業**」
- 市民の提案及び参画により立案された企画を支援し、交流人口の拡大や地域活性化を進めるとともに、地域づくり協議会等の意見も取り入れながら継続して支援を図る「**地域づくり事業の推進**」
- 各地域における活動拠点づくりを既存施設の活用等により推進し、小長井地域では地域振興施設（多目的施設）の整備検討を行う「**地域活動の拠点（多目的施設）づくり**」
- 地域の大学等を支援し、人材育成や地域活性化を図る「**地域づくり人材育成の支援**」



フラワーバレンタイン&特産品推進事業

第4節 計画実現に向けた基本姿勢 4-1

市民目線の行政



コスモス（高来町深海地先河川敷）

公正かつ透明性の高い行政運営を推進するため、情報公開制度の充実など市民自治の観点から幅広い情報の提供に努め、開かれた市政の推進を図ります。

全国的な人口減少と少子高齢化の進展により、活力低下が懸念されています。本市においてもその抑制のため、全てのひとが暮らしやすく、活動しやすいまちとして本市の魅力や価値を再発見するとともに、情報を広く発信しながら、シティプロモーションに取り組みます。

また、時代の変化に伴い多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政組織の整備・改革や職員の能力向上を図ります。

共通の課題解決に向けて近隣市町との関係強化を図るとともに、民間とも連携・協働しながら時代に対応したまちづくりを進め、計画の実現に向けて取り組みます。

施策4-1-1 シティプロモーションの展開

施策4-1-2 健全で効率的な行財政運営の推進

施策4-1-1

シティプロモーション*の展開

- 施策の展開4-1-1-1 シティプロモーションの推進
- 施策の展開4-1-1-2 新幹線開業プロモーションの推進
- 施策の展開4-1-1-3 広報広聴の充実・市民意見の反映

現状と課題

今後も進展する人口減少や少子高齢化により、地域の活力低下が懸念されており、住民や企業、各種団体に「選ばれる地域」になることが最重要となります。

新幹線開業を見据え、全国に本市の取組や魅力を適切に伝えるとともに、地域の活力を引き出すシティプロモーションに取り組み、地域が一体となって魅力を発信し、活力を生み出すことが必要です。

また、市民に伝わりやすい広報に努めるとともに、様々な意見を集約し市の施策に反映させていくことが求められています。

今後の取組方針

地域イメージの向上に取り組みながら、市民の地域に対する愛着の醸成と交流人口の拡大を目指します。また、時代に対応した広報手段を模索するとともに、親しみの持てる情報発信に努めます。



第5回 新幹線とまちづくり絵のコンクール 最優秀賞
(御館山小学校 5年 堤紀輝さん)

* シティプロモーション 地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれている。シティプロモーションの捉え方は多々あり、その一つは、そこに住む地域住民の愛着度の形成。その先には、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上と捉えることも可能。

施策の展開4-1-1-1

シティプロモーションの推進

【主な取組】

- 交流人口や定住人口の増加の好循環を作り出し、まちの活力維持・向上を実現する「**諫早市シティプロモーション戦略に基づく施策の推進**」
- 市内外で活躍する多様な人材や企業との連携を強め、情報や戦略を共有する「**人材ネットワークの構築**」
- 市の魅力を発信し、地元に対する誇りや愛着の醸成と、共感を呼ぶ情報発信に取り組む「**地域イメージの向上**」
- 地域イメージ向上の効果を、交流人口の拡大や付加価値の創出につなげる「**地域活力の向上**」

施策の展開4-1-1-2

新幹線開業プロモーションの推進

【主な取組】

- 新幹線開業を見据え、魅力発信に取り組む「**新幹線開業プロモーションの推進**」

施策の展開4-1-1-3

広報広聴の充実・市民意見の反映

【主な取組】

- 見やすく、分かりやすく、興味をひく誌面づくりに努める「**広報諫早の充実**」
- 見やすく検索しやすいホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の積極的活用と地域メディアの利用による情報の共有化を目指す「**情報媒体総合利活用の推進**」
- 市の特徴や分野別の主な事業、資料等を編さんし、分かりやすく紹介する「**市政概要・市勢要覧等の編集**」
- 市政運営に反映させるため、市民の意見を直接聴く場の設定や市民提案箱などの広聴活動に取り組む「**市民目線の行政推進事業**」
- 広く市民意見を反映させるため、計画を策定する際に実施する「**パブリックコメントの推進**」
- 市民発想を活かす計画づくりを推進する「**市民参加の計画づくり**」

施策4-1-2

健全で効率的な行財政運営の推進

- 施策の展開4-1-2-1 地方自治基盤の強化
- 施策の展開4-1-2-2 多様な連携の推進
- 施策の展開4-1-2-3 行政能力の向上
- 施策の展開4-1-2-4 情報公開の推進と個人情報の保護

現状と課題

時代の変化や新たな行政需要、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、弾力的な行政組織の整備を推進するとともに、市政情報の積極的な情報公開と個人情報の保護に取り組む必要があります。

また、近隣市町との連携強化を図り、共通の課題解決に向けた取組と大学、金融機関と連携したまちづくりを進めていくことが必要です。

今後の取組方針

行政事務においては、市政情報の公開と個人情報の保護に取り組むとともに、職員の能力向上のため効果的な研修に取り組み、行政サービスの質の向上を図ります。

また、近隣市町との連携強化を図りながら広域的な課題に対応するとともに、大学、金融機関と連携してまちづくりを進めます。



金融機関との連携協定締結式

施策の展開4-1-2-1

地方自治基盤の強化

【主な取組】

- 新たな行政需要に対応できる組織の見直しと適材適所の人事配置や職場の活性化を図る
「柔軟な行政組織運営」
- 新たな財源の創出、収納率の向上及び受益と負担の適正化等に努め、財源の安定確保を図るとともに、企業会計の手法を活用して分かりやすい財務状況の公表を行う「柔軟で安定的な開かれた財政運営」
- 事務事業の再編・整理等や指定管理者制度を含む民間委託の推進、定員管理の適正化等を進める「行政改革の推進」
- 正確な土地の状況を調査し、土地取引の円滑化等に寄与する計画的な「地籍調査事業の推進」
- 住民ニーズを検証し、住民サービスの質の向上を図るため可能な限り権限移譲の活用を図る「行政能力の向上」
- 長期的視点に立った規模の適正化・長寿命化の取組や、施設に適した計画的な維持管理・修繕・更新等による「安全安心な公共施設等の運営」
- 課税客体を的確に把握し、納税者へ市税に対する理解を得られるように努める「市税の公平で適正な課税」
- 入札及び契約の過程、内容の透明性を確保し、公正な競争を促進するとともに、公共工事の品質確保を進める「入札・契約事務の効率的な執行管理」

第
1
章第
2
章第
3
章第
4
章基本
政策
1-1基本
政策
1-2基本
政策
2-1基本
政策
2-2基本
政策
2-3基本
政策
3-1基本
政策
3-2基本
政策
3-3基本
姿勢
4-1第
5
章資
料
編

施策の展開4-1-2-2

多様な連携の推進

【主な取組】

- 本市と近隣市町において広域的に取り組むべき課題を整理し、連携強化を図りながら、市民生活のニーズを的確に捉え、本市に求められている役割を幅広く検討する「**多様な広域行政の推進**」
- 専門的知識や幅広い知見を活かし、本市のまちづくりに大学、金融機関などと連携して取り組む「**大学や民間企業との連携促進**」



大学との連携協定締結式

施策の展開4-1-2-3

行政能力の向上

【主な取組】

- 事務の効率化など市民サービスの向上を図る「**情報システムの高度化**」
- 職員の能力向上を図るための研修の充実、人事評価制度の構築など「**人材育成の推進**」
- 市政の課題や政策・施策の進捗状況、政策展開などを総合的に検証し、見直す「**政策・施策重点化の推進**」

施策の展開4-1-2-4

情報公開の推進と個人情報の保護

【主な取組】

- 市政情報の公開と共有化を進め、市民参加を促進し、市民主役のまちづくりを推進する「**情報公開制度の充実**」
- 個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護する「**個人情報保護制度の推進**」
- 市が保有する情報について提供方法の多様化を図るとともに、行政資料の適切な管理を行う「**市政情報の提供・文書管理の推進**」

第5章

市民意向の 把握等

- 1 市民等意向の把握
 - (1)市民アンケートの主な項目
 - (2)東京諫早会会員アンケートの主な項目
 - (3)市民ワークショップでの主な意見
- 2 第1次総合計画の分析



轟の滝（高来地域）

第5章 市民意向の把握等

○調査の目的

市民の本市に対するイメージや市の取組についての満足度、今後の居住意向などの本市の現状に対する認識を把握するとともに、今後目指すべき本市の将来像や重点課題など今後の市政運営に対する意見を把握し、第2次諫早市総合計画策定の基礎資料とするために、まちづくり市民アンケート及び市民ワークショップ等を実施したものです。

1 市民等意向の把握

把握手段

〈市民アンケート〉

調査対象：諫早市に居住する18歳以上の市民
 配布数：3,000
 (有効回収数 1,533、有効回収率 51.1%)
 調査方法：無作為抽出による郵送法
 調査時期：平成26年10月

〈東京諫早会会員アンケート〉

調査対象：東京諫早会会員
 配布数：114
 (有効回収数 74、有効回収率 64.9%)
 調査方法：東京諫早会総会において配布・回収
 調査時期：平成26年10月

〈市民ワークショップ〉

調査対象：15歳以上で市内に在住、在勤、在学の市民
 参加者：延べ53名
 実施回数：2回
 実施時期：平成26年11月、12月

数値の基本的な取り扱いについて

- ①比率は全て百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。

(1) 市民アンケートの主な項目

① 市の取組についての満足度

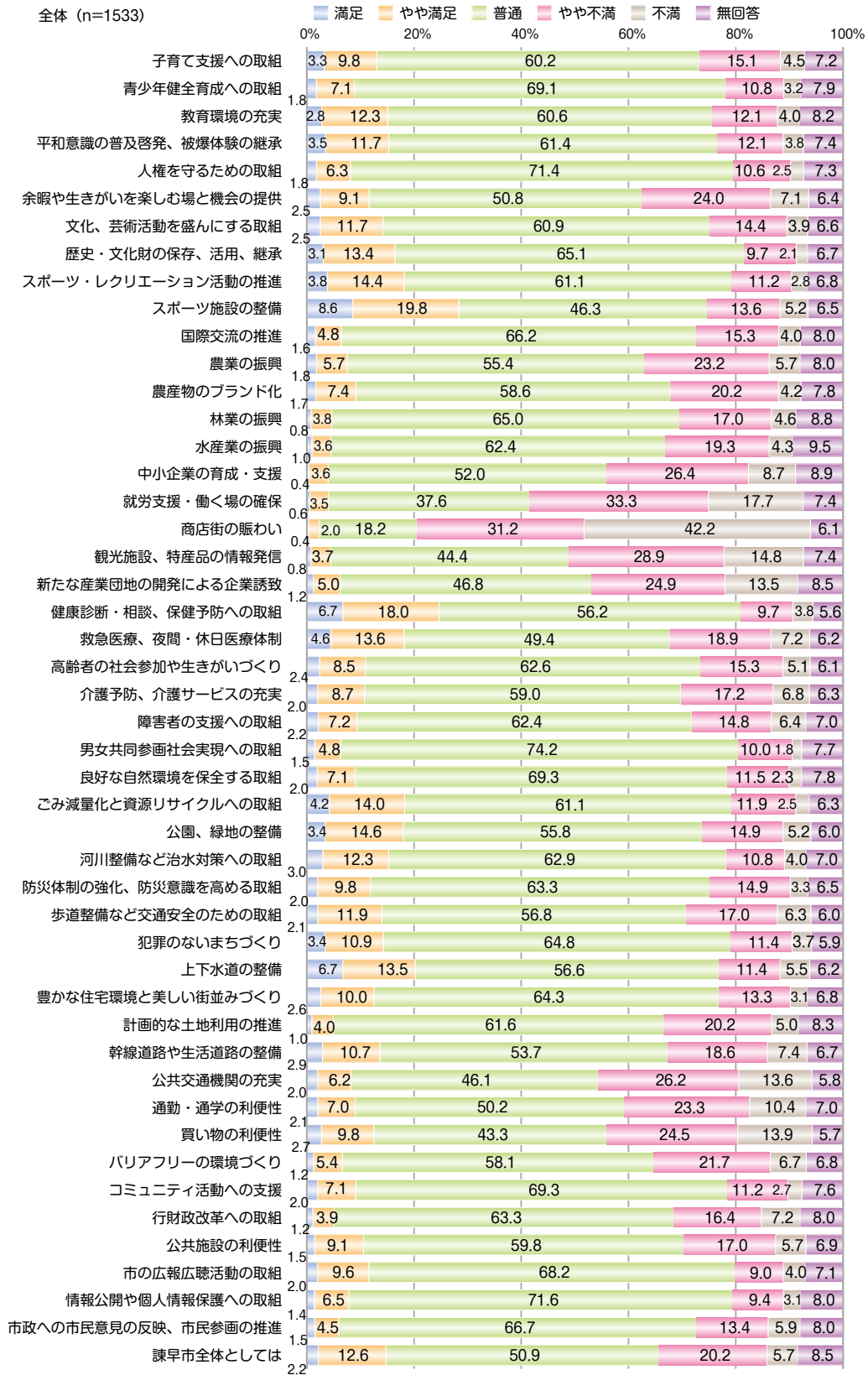
問2 次にあげる項目について、あなたは、諫早市の取組状況について、どの程度満足していますか。(1)から(48)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつ選んで番号に○をつけてください。

● 「スポーツ施設の整備」が28.4%で第1位。

市の取組について、現在どの程度満足しているかを把握するため、輝くひとづくり、活力ある産業づくり、暮らしの充実、市民主役のまちづくりの4分野48項目について、「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階で評価してもらいました。

“満足”（「満足」と「やや満足」の合計）の比率が高い項目としては、『スポーツ施設の整備』（28.4%）が第1位に挙げられ、次いで『健康診断・相談、保健予防への取組』（24.7%）、『上下水道の整備』（20.2%）などの順となっています。一方、“不満”（「やや不満」と「不満」の合計）の比率が高い項目としては『商店街のにぎわい』（73.4%）が第1位に挙げられ、次いで『就労支援・働く場の確保』（51.0%）、『観光施設、特産品の情報発信』（43.7%）などの順となっています。

【図表1】市の取組についての満足度（全体／％）



② 今後の居留意向

問15 あなたは、これからも諫早市に住み続けたいと思いますか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

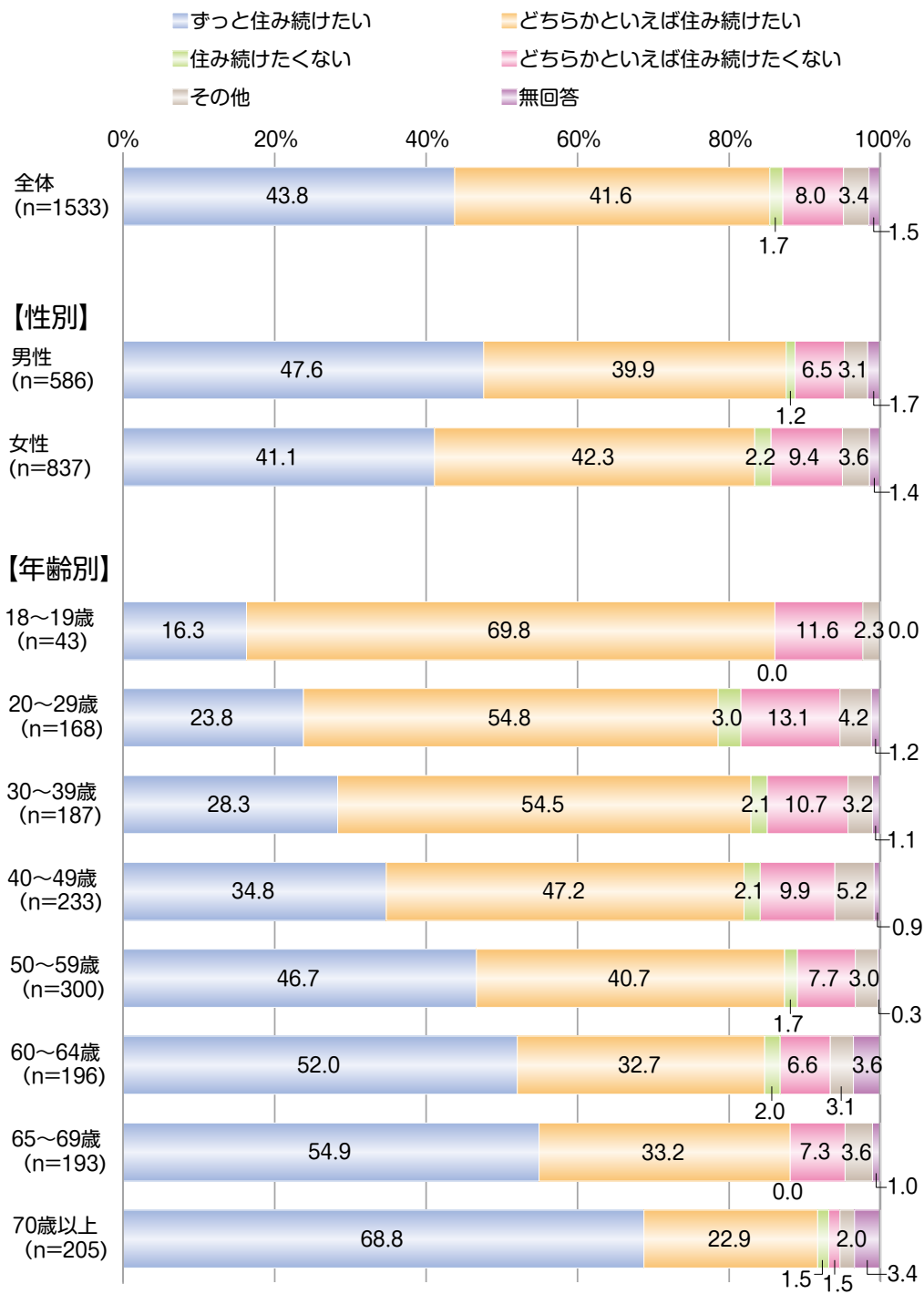
● “住み続けたい”が85.4%、一方、“住み続けたくない”が9.7%。

今後の居留意向については、「ずっと住み続けたい」と答えた人が43.8%と最も多く、これに「どちらかといえば住み続けたい」（41.6%）を合わせた85.4%の人が“住み続けたい”という意向を示しています。また、「住み続けたくない」は1.7%で、これに「どちらかといえば住み続けたくない」（8.0%）を合わせた“住み続けたくない”は9.7%でした。

性別で見ると、“住み続けたい”率は男性（87.5%）が女性（83.4%）を上回り、特に「ずっと住み続けたい」と回答した率では男性（47.6%）が女性（41.1%）を6.5ポイント上回り、男性の定住意向が強い傾向がうかがえます。

年齢別で見ると、「ずっと住み続けたい」と回答した人は39歳以下の年齢層では30%以下と若干落ちるものの、“住み続けたい”率は全ての年齢で約80%の率になり、70歳以上では91.7%にのぼります。

【図表2】今後の居留意向（全体、性別、年齢別）



第1章

第2章

第3章

第4章

基本政策 1-1

基本政策 1-2

基本政策 2-1

基本政策 2-2

基本政策 2-3

基本政策 3-1

基本政策 3-2

基本政策 3-3

基本姿勢 4-1

第5章

資料編

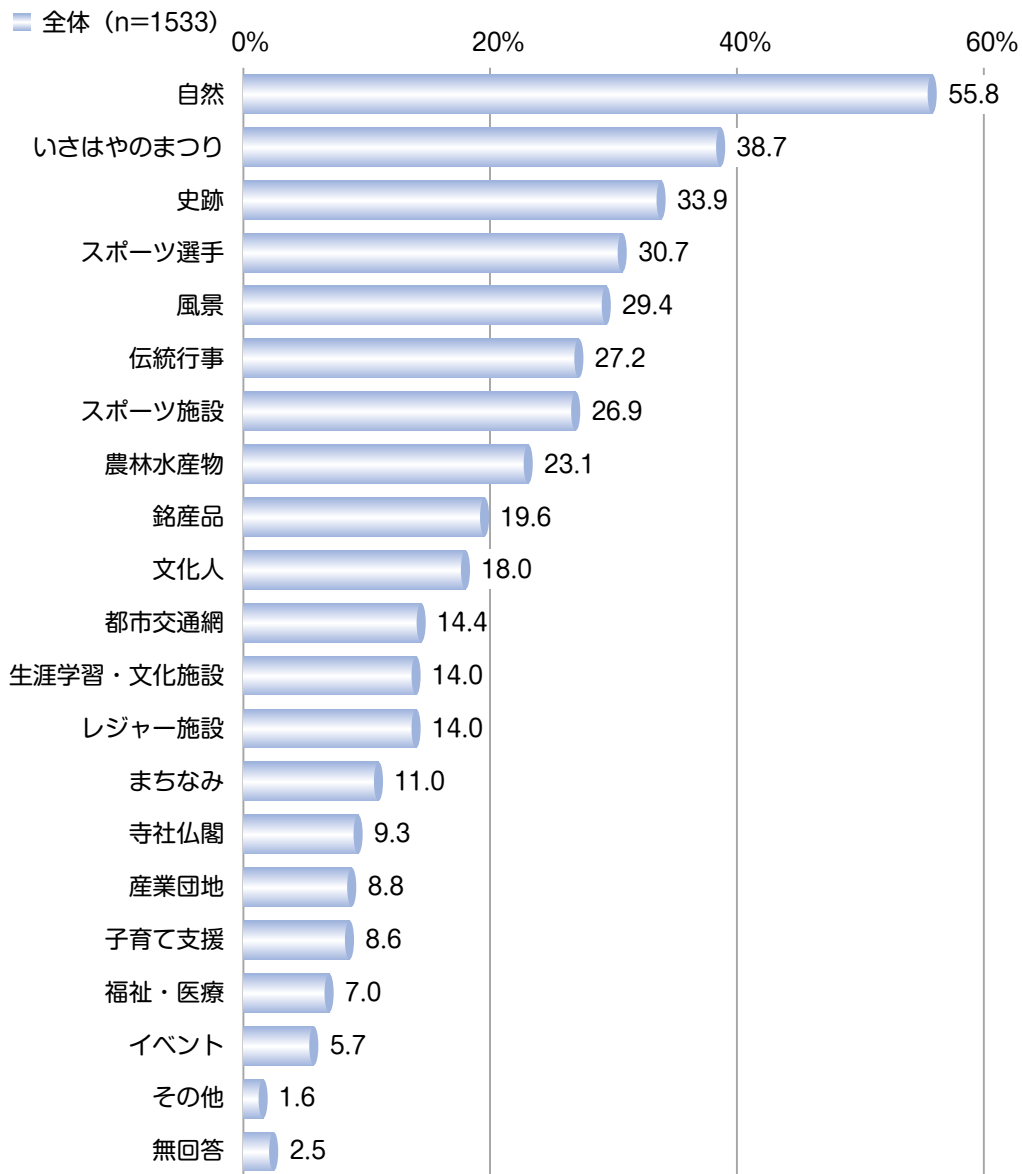
③ 「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの

問16 あなたが“諫早市らしさ”を感じ、愛着や誇りを持てるものは何ですか。1から20のうちからお考えに近いものを5つ以内で選んで番号に○をつけてください。【複数回答】

● 「自然」が55.8%で第1位。

「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるものは、「自然」（55.8%）が第1位に挙げられ、次いで「いさはやのまつり」（38.7%）、「史跡」（33.9%）、「スポーツ選手」（30.7%）が上位を占め、以下、「風景」（29.4%）、「伝統行事」（27.2%）、「スポーツ施設」（26.9%）、「農林水産物」（23.1%）などの順となっています。

〔図表3〕「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの（全体／複数回答）



第1章

第2章

第3章

第4章

基本政策 1-1

基本政策 1-2

基本政策 2-1

基本政策 2-2

基本政策 2-3

基本政策 3-1

基本政策 3-2

基本政策 3-3

基本姿勢 4-1

第5章

資料編

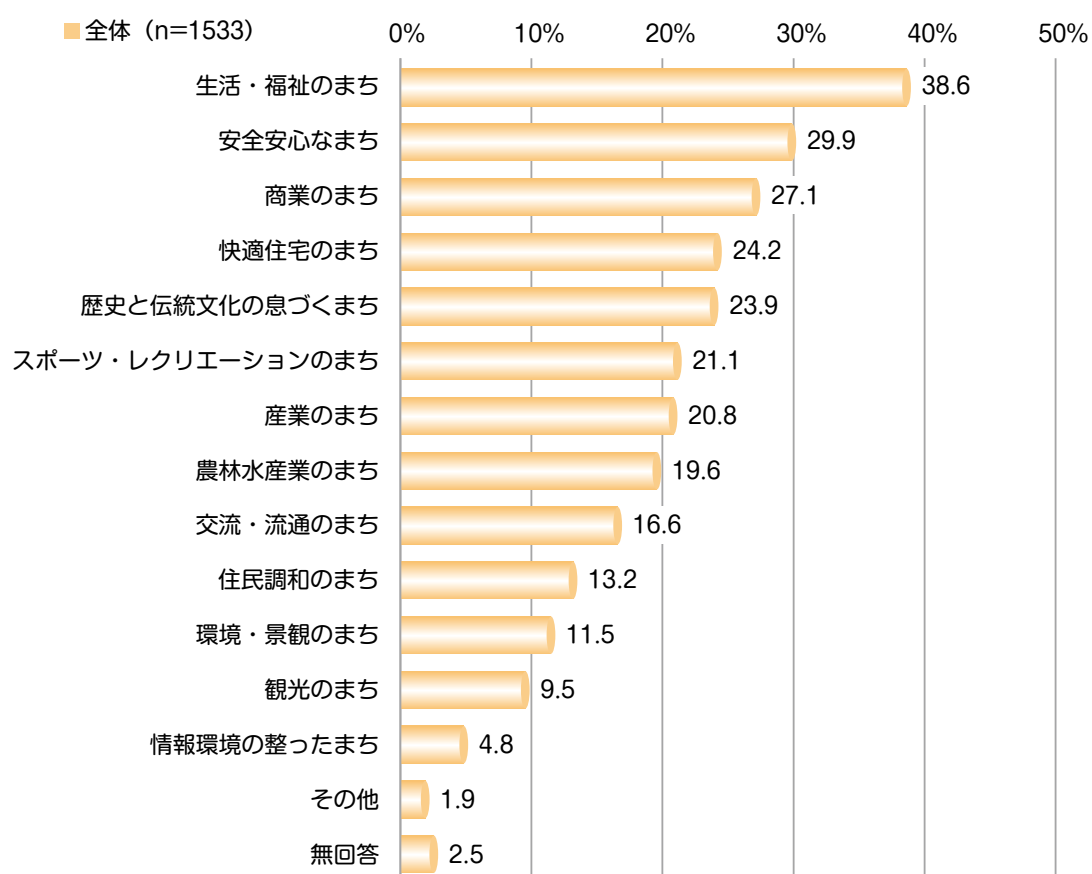
④ 諫早市の望ましい将来像

問17 あなたは、諫早市を今後どのようなまちにするのがよいと思いますか。お考えに近いものを3つ以内で選んで番号に○をつけてください。【複数回答】

● 「生活・福祉のまち」が38.6%で第1位。

諫早市の望ましい将来像は、「生活・福祉のまち」（38.6%）が第1位に挙げられ、次いで「安全安心なまち」（29.9%）、「商業のまち」（27.1%）が上位を占め、以下、「快適住宅のまち」（24.2%）、「歴史と伝統文化の息づくまち」（23.9%）、「スポーツ・レクリエーションのまち」（21.1%）、「産業のまち」（20.8%）などの順となっています。

【図表4】 諫早市の望ましい将来像（全体／複数回答）



⑤ 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後のまちづくりに期待すること

問18 あなたは、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後の諫早市のまちづくりにどのようなことを期待しますか。お考えに近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。

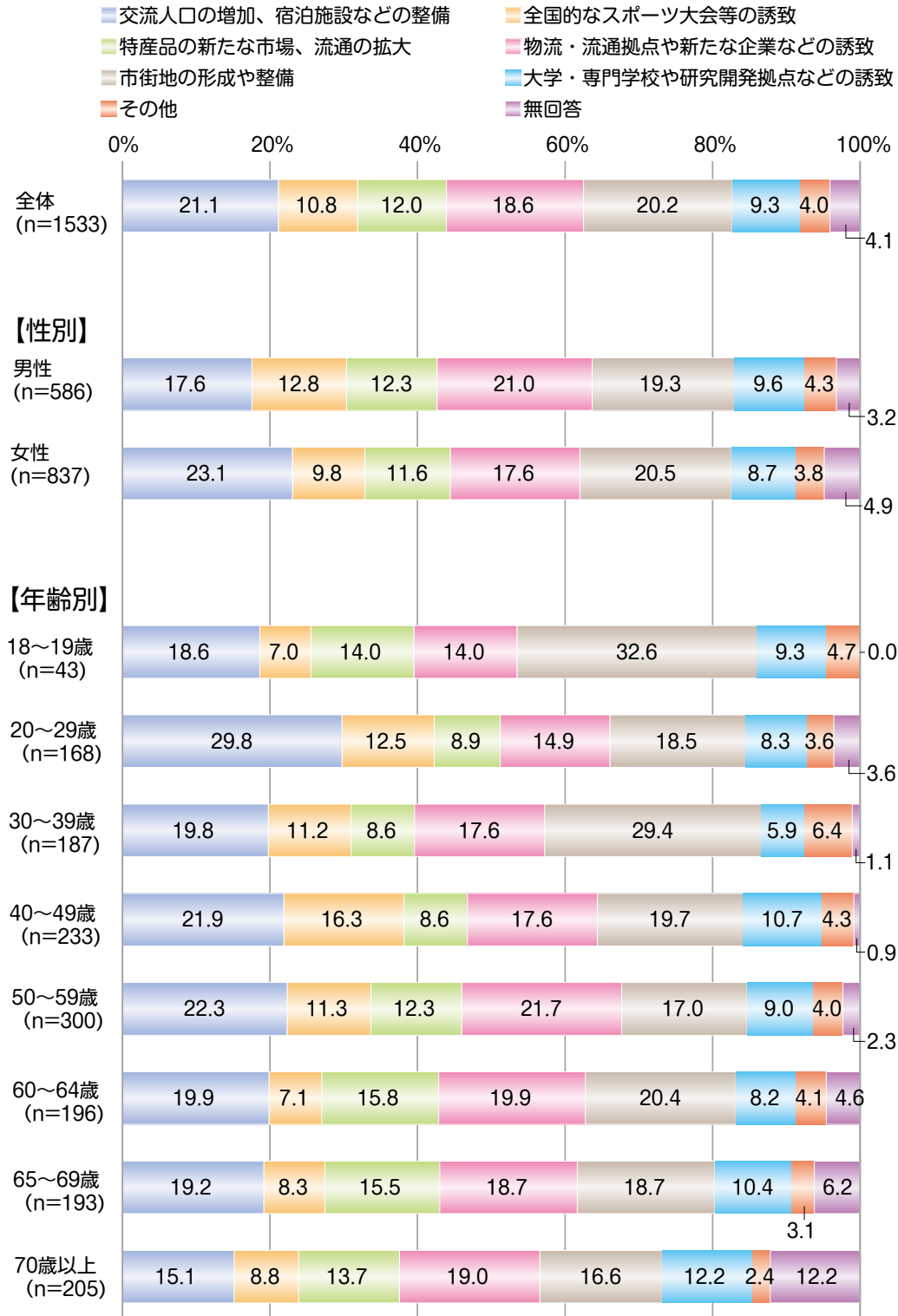
- 「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が最も多く、次いで「市街地の形成や整備」「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」と続く。

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後のまちづくりに期待することについては、「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」（21.1%）が最も多く、次いで「市街地の形成や整備」（20.2%）、「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」（18.6%）、「特産品の新たな市場、流通の拡大」（12.0%）、「全国的なスポーツ大会等の誘致」（10.8%）、「大学・専門学校や研究開発拠点などの誘致」（9.3%）の順となっています。

性別で見ると、男性は「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」（21.0%）、女性は全体と同様に「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」（23.1%）が最も多くなっています。

年齢別で見ると、20～29歳は「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が29.8%で他の年齢層に比べて多くなっています。また、18～19歳と30～39歳では「市街地の形成や整備」が3割前後と他の年齢層に比べて多くなっています。

【図表5】九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後のまちづくりに期待すること
（全体、性別、年齢別／複数回答）



(2) 東京諫早会会員アンケートの主な項目

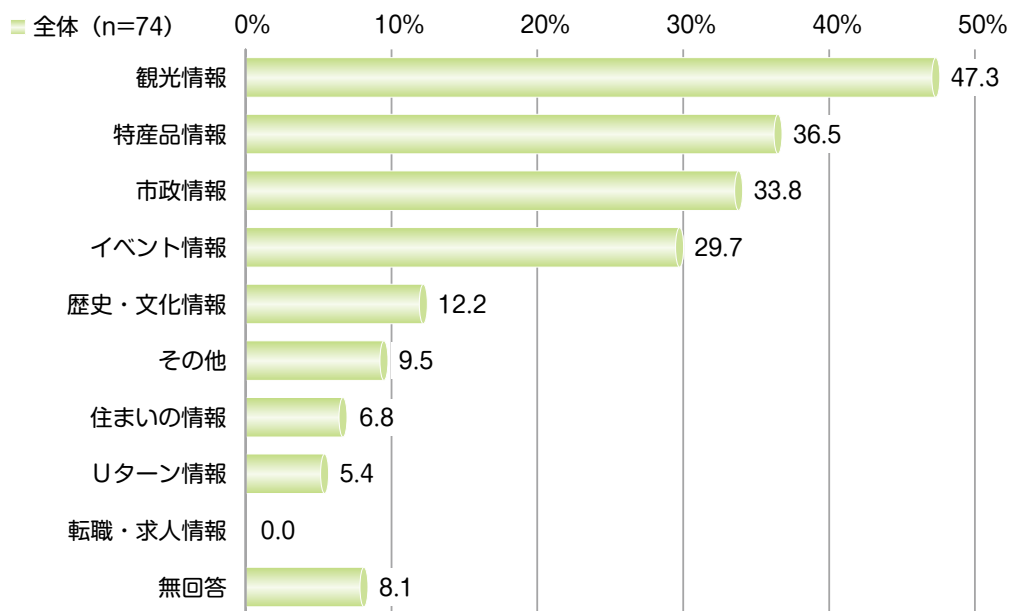
① 今後ほしい情報

問4 それはどのような内容ですか。また、今後どのような情報を得たいですか。あてはまるもの全てを選んで番号に○をつけてください。【複数回答】

● 「観光情報」が第1位に挙げられ、次いで「特産品情報」「市政情報」が続く。

今後ほしい情報については、「観光情報」(47.3%)が第1位に挙げられ、次いで「特産品情報」(36.5%)、「市政情報」(33.8%)が上位を占め、以下、「イベント情報」(29.7%)、「歴史・文化情報」(12.2%)などの順となっています。[図表1参照]

【図表1】 今後ほしい情報 (全体/複数回答)



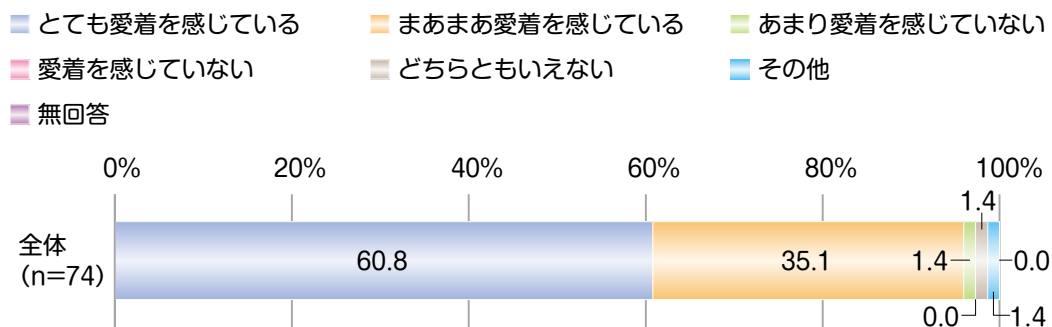
② 「自分のまち」としてどの程度愛着を感じているか

問5 あなたは、諫早市に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

● “愛着を感じている”が95.9%、一方、“愛着を感じていない”が1.4%。

諫早市に「自分のまち」としてどの程度愛着を感じているかについては、「とても愛着を感じている」（60.8%）が最も多く、次いで「まあまあ愛着を感じている」（35.1%）が続き、これらを合わせた“愛着を感じている”が95.9%となっています。これに対して、“愛着を感じていない”（「あまり愛着を感じていない」（1.4%）と「愛着を感じていない」（0.0%）の合計）は1.4%にとどまり、総じてまちへの愛着度は高いと言えます。[図表2参照]

【図表2】「自分のまち」としてどの程度愛着を感じているか（全体）



③ 「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの

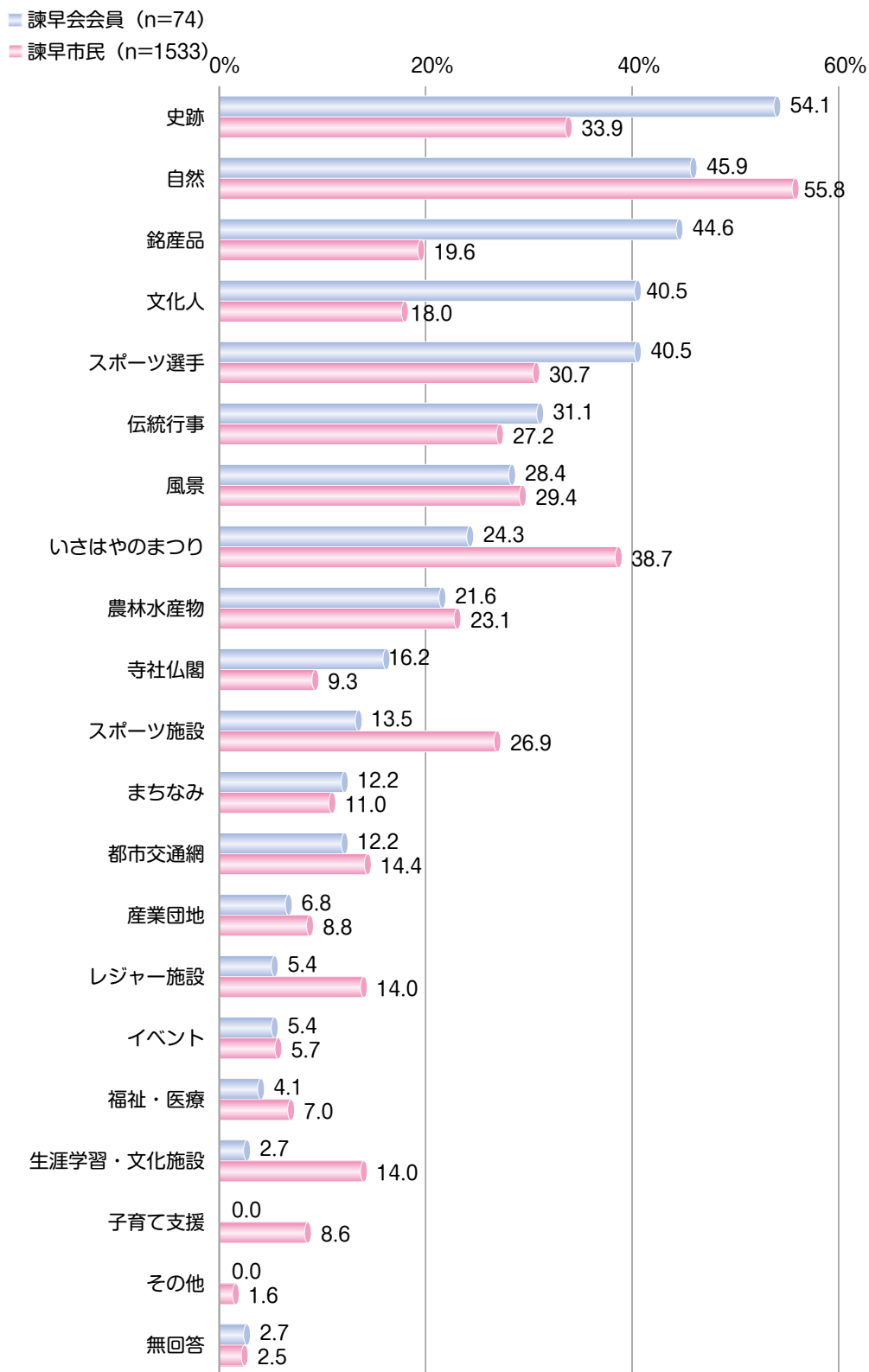
問6 あなたにとって諫早市らしさ、愛着や誇りを感じるもの、県外へもっとアピールした方がよいと思うものは何ですか。1から20のうちからお考えに近いものを5つ以内で選んで番号に○をつけてください。【複数回答】

- 「史跡」が第1位に挙げられ、次いで「自然」「銘産品」が続く。

「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるものについては、「史跡」（54.1%）が第1位に挙げられ、次いで「自然」（45.9%）、「銘産品」（44.6%）が上位を占め、以下、「文化人」「スポーツ選手」（同率40.5%）などの順となっています。

諫早市民を対象とした調査における類似設問の分析結果と比較すると、「史跡」「銘産品」「文化人」「スポーツ選手」などの項目で会員は市民の比率を大きく上回っており、一方、「いさはやのまつり」「スポーツ施設」「レジャー施設」「生涯学習・文化施設」などの項目では、市民が会員の比率を大きく上回っています。[図表3参照]

【図表3】「諫早市らしさ」を感じ、愛着や誇りを持てるもの
(全体、市民との比較/複数回答)



第1章

第2章

第3章

第4章

基本政策 1-1

基本政策 1-2

基本政策 2-1

基本政策 2-2

基本政策 2-3

基本政策 3-1

基本政策 3-2

基本政策 3-3

基本姿勢 4-1

第5章

資料編

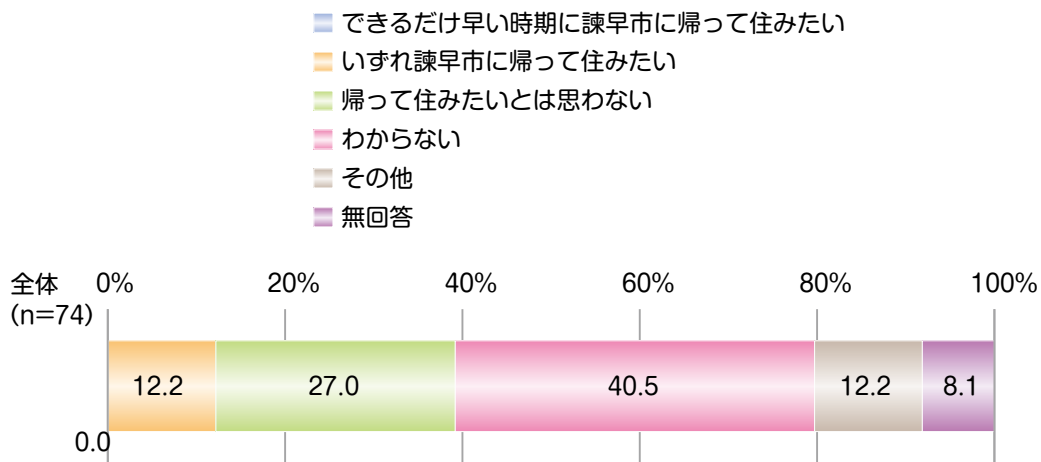
④ 将来、諫早市に帰って住みたいと思うか

問7 あなたは、将来、諫早市に帰って住みたいと思われませんか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

● 「帰って住みたいとは思わない」が「諫早市に帰って住みたい」を上回る。

将来、諫早市に帰って住みたいと思うかについては、「わからない」が40.5%と約4割を占め最も多くなっています。また、「帰って住みたいとは思わない」が27.0%で、これに対して「いずれ諫早市に帰って住みたい」は12.2%となっており、「帰って住みたいとは思わない」が「いずれ諫早市に帰って住みたい」を14.8ポイント上回っています。[図表4参照]

【図表4】 将来、諫早市に帰って住みたいと思うか（全体）



⑤ 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後のまちづくりに期待すること

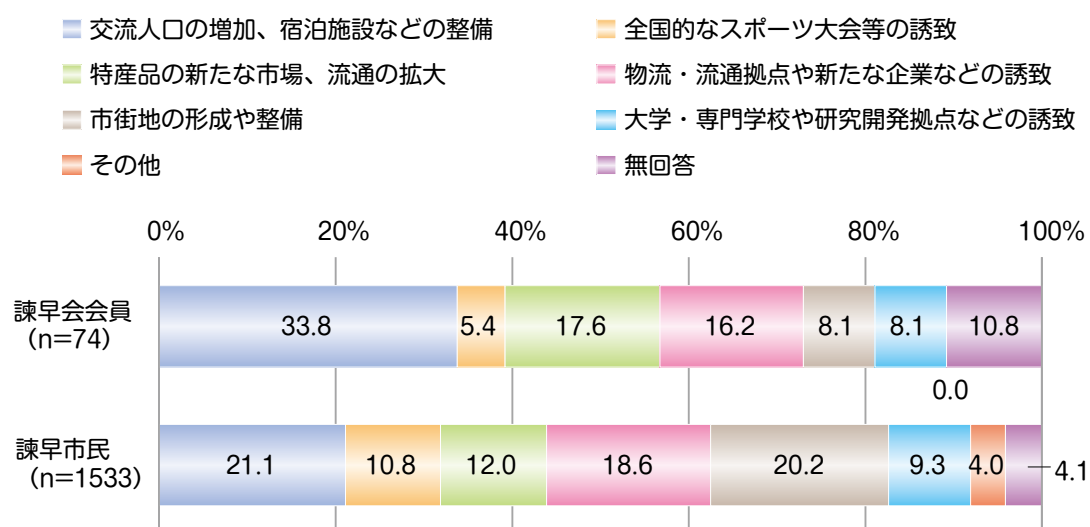
問10 あなたは、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後の諫早市のまちづくりにどのようなことを期待しますか。お考えに近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。

● 「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が33.8%で最も多い。

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後のまちづくりに期待することについては、「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」が33.8%で最も多く、次いで「特産品の新たな市場、流通の拡大」（17.6%）、「物流・流通拠点や新たな企業などの誘致」（16.2%）、「市街地の形成や整備」「大学・専門学校や研究開発拠点などの誘致」（同率8.1%）、「全国的なスポーツ大会等の誘致」（5.4%）の順となっています。

諫早市民を対象とした調査における同設問の分析結果と比較すると、「交流人口の増加、宿泊施設などの整備」で会員（33.8%）は市民（21.1%）を12.7ポイント上回っており、一方、「市街地の形成や整備」では市民（20.2%）が会員（8.1%）を12.1ポイント上回っています。[図表5参照]

【図表5】九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）が完成した後のまちづくりに期待すること（全体、市民との比較）



(3) 市民ワークショップでの主な意見

項目① 伸ばすところ

- ・ 諫早市の名所の絵（写真）入り標識を立ててPR
- ・ 農産物のブランド化
- ・ 市外から人を呼び込む
- ・ 観光客数増加
- ・ 人々が交流する場
- ・ 人とのつながりや地域とのつながり
- ・ 産業（企業）の誘致
- ・ 昔ながらの文化・芸能の伝承
- ・ 子育てしやすいまち
- ・ 商店街の活性化

項目② やるべきこと

- ・ JR諫早駅にできるビルに商業施設
- ・ 映画館等の誘致
- ・ 大企業の誘致
- ・ 公共交通機関のバリアフリー化
- ・ 人口減少に歯止め
- ・ 雇用の充実
- ・ みんなでつくる地域福祉の充実
- ・ アーケード街の活性化
- ・ 道の駅をつくる
- ・ 子どもからお年寄りまで安心して住める街づくり（コミュニケーション）（医療の充実）
- ・ 情報の発信
- ・ 子どもの医療費無料化
- ・ スポーツ施設の充実
- ・ 若者が子育てしやすい環境づくり

項目③ 変えたいところ

- ・ 商店街（大型ショッピングモールや映画館が必要）
- ・ 道路整備（2車線化）本野地区
- ・ 大村～諫早間にJRの駅を設置
- ・ 若者が定住するよう本社企業の誘致
- ・ 福祉の充実
- ・ ショッピングモールの充実
- ・ 電車の本数
- ・ バス等交通機関の充実
- ・ 若い人たちが定住できるよう大学の誘致
- ・ 映画館などの文化施設、文化的イベント
- ・ 道路・交通網の充実
- ・ 駅前商店街の活性化
- ・ 若い人の遊ぶ所
- ・ 荒れた土地の利用

結果 目指す方向（市民が描く将来像）

- ・ 今いる若者や他の地域からも定住してもらえるような魅力的なまちづくり
- ・ 定住したいまち！～コミュニティの充実～
- ・ 市民が主体となって子どもから高齢者が安心して暮らせるまち
- ・ 人が集まる、生き甲斐のあるまち

2 第1次総合計画の分析

○計画期間における事業の評価と今後の方向性について分類したものです。

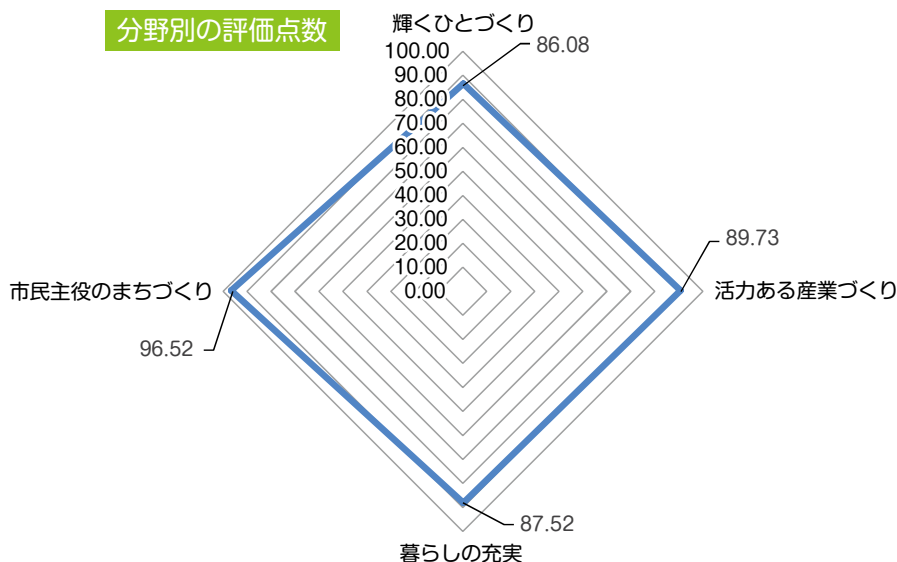
項目		評価及び今後の方向性	事業数	割合
完了		計画どおり目的を達成したことにより事業が完了した。	57	19.0%
継続	拡大	市の事業として重点的に実施すべき事業で、今後も成果向上の余地があると判断した。	23	7.7%
	縮小	社会状況及び市民ニーズの変化などで事業の必要性や成果が低下しており、今後縮小すべきであると判断した。事業等の外部委託により、行政の関与が低減した。	1	0.3%
	事業統合	類似の事業があり、統合により効率化を図ることが可能と判断した。	7	2.3%
現状維持		事業の目的から見て成果があがっており、現状のまま事業を継続することが妥当と判断した。	199	66.4%
中断・休止		事業の必要性や目的は妥当であるが、財政的な問題や不測の事態等により一時中断または休止することが妥当と判断した。	8	2.7%
中止		目的や効果等に問題があり、現状のまま継続することが望ましくない場合や社会ニーズや環境の変化により事業の必要性がなくなったものなど、中止することが妥当と判断した。	0	0.0%
未着手		計画はあるものの、未だ着手していない。	1	0.3%
その他		上記に該当しない。	4	1.3%
計			300	100.0%

○計画した事業をどの程度実施したか評価したものです。

評価	達成内容	事業件数	割合
A	総合計画に掲げた事業を達成した。 (計画どおり実施できた)	176	58.7%
B	総合計画に掲げた事業をおおむね達成した。 (計画の75%程度実施できた)	94	31.3%
C	現在、事業の達成に向けて動いている。(計画の半分程度実施できた)	21	7.0%
	現在、事業の達成に向けて動き始めている。(事業に着手し、順調に動き始めている)		
D	現在、事業の達成に向けて動き始めている。(事業に着手し、動き始めることはできた)	8	2.7%
	現在、事業の達成に向けて動き始めている。(事業に着手することはできなかったが、今後着手する予定で準備を進めている)		
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (事業に着手することができなかった)	1	0.3%
計		300	100.0%

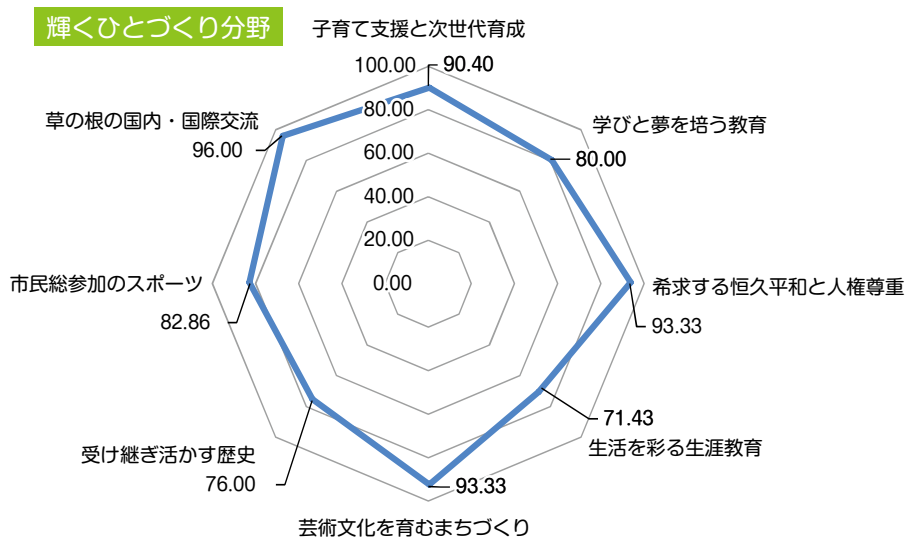
評価結果の点数化に当たっては、A=100点、B=80点、C=60点、D=40点、E=20点と換算し、各項目の合算点を項目数で除して求めている。なお、評価結果は担当課の自己評価を基本としています。

【分野別】



評価結果を分野別に点数化して見ていくと、『輝くひとづくり』分野が86.08点、『暮らしの充実』分野が87.52点、『活力ある産業づくり』分野が89.73点、『市民主役のまちづくり』分野が96.52点となっており、『市民主役のまちづくり』分野が高い評価となっています。

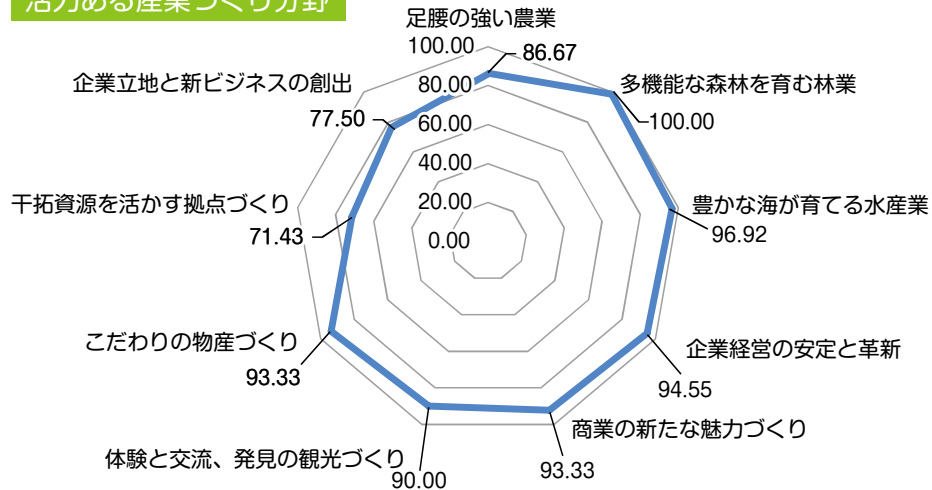
【輝くひとづくり】



次に、評価結果を分野ごとに点数化して見ていくと、『輝くひとづくり』分野では、「生活を彩る生涯学習」が71.43点、「受け継ぎ活かす歴史」が76.00点とやや低いほかは、「学びと夢を培う教育」(80.00点)、「市民総参加のスポーツ」(82.86点)、「子育て支援と次世代育成」(90.40点)、「希求する恒久平和と人権尊重」(93.33点)、「芸術文化を育むまちづくり」(93.33点)、「草の根の国内・国際交流」(96.00点)は高い評価となっています。

【活力ある産業づくり】

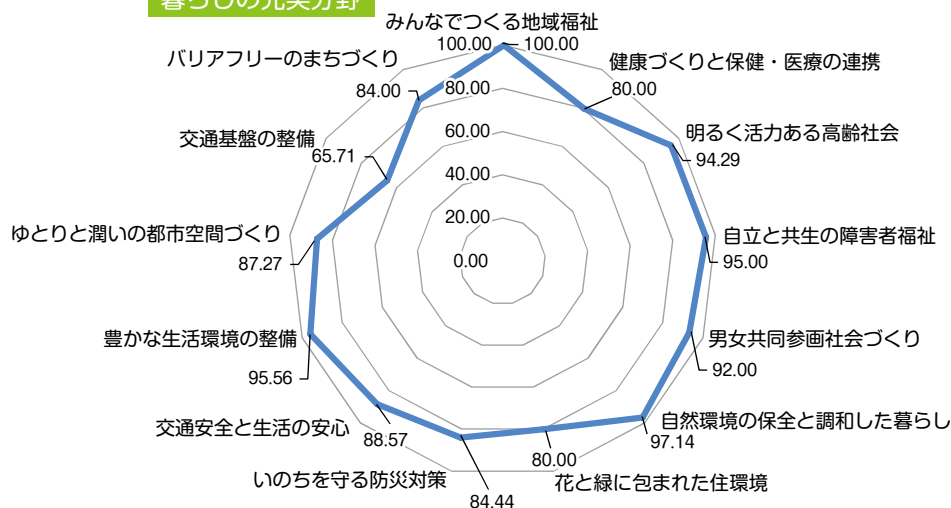
活力ある産業づくり分野



『活力ある産業づくり』分野では、「干拓資源を活かす拠点づくり」が71.43点、「企業立地と新ビジネスの創出」が77.50点であるが、「足腰の強い農業」は86.67点、「体験と交流、発見の観光づくり」は90.00点、「商業の新たな魅力づくり」は93.33点、「こだわりの物産づくり」は93.33点、「企業経営の安定と革新」は94.55点、「豊かな海が育てる水産業」は96.92点、「多機能な森林を育む林業」は100.00点と高い評価となっています

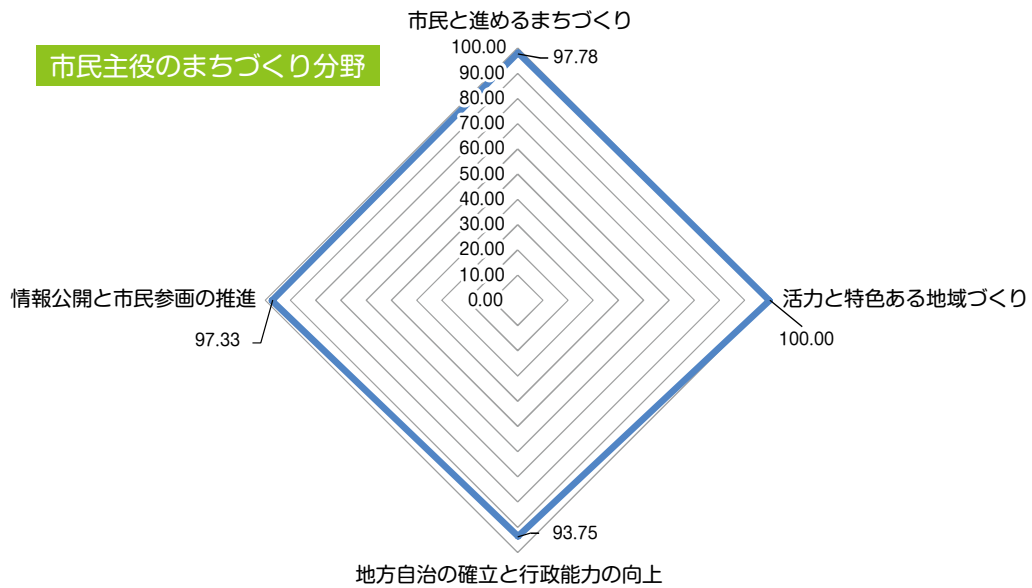
【暮らしの充実】

暮らしの充実分野



『暮らしの充実』分野では、「交通基盤の整備」が65.71点であるが、「花と緑に包まれた住環境」が84.44点、「健康づくりと保健・医療の連携」が80.00点、「いのちを守る防災対策」は84.44点、「ゆとりと潤いの都市空間づくり」は87.27点、「バリアフリーのまちづくり」は84.00点、「交通安全と生活の安心」は88.57点、「男女共同参画社会づくり」は92.00点、「明るく活力ある高齢社会」は94.29点、「自立と共生の障害者福祉」は95.00点、「豊かな生活環境の整備」は95.56点、「自然環境の保全と調和した暮らし」は97.14点、「みんなでつくる地域福祉」は100.00点となっています

【市民主役のまちづくり】



『市民主役のまちづくり』分野では、「地方自治の確立と行政能力の向上」が93.75点、「情報公開と市民参画の推進」が97.33点、「市民と進めるまちづくり」が97.78点、「活力と特色ある地域づくり」が100.00点と全体に高くなっています。

資料編

諫早市総合計画審議会委員名簿
諫早市総合計画策定の経過
諮問／答申



フルーツバス停（小長井地域）



資料編

諫早市総合計画審議会委員名簿

No.	役職	氏名	団体・分野
1	会長	黒田 隆雄	諫早商工会議所 会頭
2	職務代理	大場 和彦	長崎総合科学大学 総合情報学部長
3	委員	石田 祐子	長崎県県央振興局 管理部課長（地域づくり支援担当）
4	委員	今川 洋子	長崎県看護協会県央支部 支部長
5	委員	岩本 頼子	いさはや国際交流センター 事務局
6	委員	上原 由紀	こどもの城運営協議会 会長
7	委員	大久保てるひ	諫早市連合婦人会 会長
8	委員	太田 陽	(株) エフエム諫早 局長
9	委員	大峰 信仁	諫早市地域子育て支援センター連絡協議会 会長
10	委員	古賀 文朗	諫早市自治会連合会 会長
11	委員	酒井 明仁	諫早観光物産コンベンション協会 会長
12	委員	佐藤 光治	諫早医師会 会長
13	委員	佐藤 快信	長崎ウエスレヤン大学 学長
14	委員	篠崎 義雄	諫早市体育協会 理事長
15	委員	塚元 哲也	諫早銀行協会 会長
16	委員	中里奈保子	主婦（まちづくり市民ワークショップ参加者）
17	委員	永淵 修一	諫早市消防団 団長
18	委員	西山洋一郎	長崎県県央農業協同組合 代表理事組合長
19	委員	秀島はるみ	諫早市教育委員会 委員
20	委員	藤本八重子	諫早市芸術文化連盟 副会長
21	委員	水上 紘幸	諫早市社会福祉協議会 副会長
22	委員	宮崎 和子	小長井町漁業協同組合 女性部長
23	委員	牟田 里子	諫早市商工会 女性部副部長
24	委員	村川 恭彦	諫早青年会議所 理事長
25	委員	早田 実	諫早市 副市長

諫早市総合計画策定の経過

月 日	内 容
平成26年10月	市民アンケート 諫早市に居住する18歳以上の市民 配布数：3,000 (有効回収数1,533、有効回収率51.1%)
平成26年10月	東京諫早会会員アンケート 東京諫早会会員 配布数：114 (有効回収数74、有効回収率64.9%)
平成26年11月16日～ 平成26年12月14日	市民ワークショップ 15歳以上で市内に在住、在勤、在学(参加者：延べ53名、実施回数：2回)
平成27年5月22日	第1回諫早市総合計画審議会及び諫早市まちづくり総合戦略推進会議合同会議 委員(25名)委嘱、会長選任(黒田隆雄)、諮問、策定の概要説明、基調講演
平成27年7月9日	第2回諫早市総合計画審議会及び諫早市まちづくり総合戦略推進会議合同会議 政策施策体系図(将来都市像、基本目標、基本政策、施策)、統計データによる 分析説明、意見交換、基調講演
平成27年7月21日	市議会全員協議会(説明・意見交換)
平成27年7月30日	第3回諫早市総合計画審議会 政策施策体系図(将来都市像)、意見交換
平成27年8月18日～ 平成27年8月21日	まちづくり懇談会(説明・意見交換)
平成27年9月24日	第4回諫早市総合計画審議会 政策施策体系図(将来都市像、基本目標、基本政策、施策)、意見交換
平成27年10月21日	第5回諫早市総合計画審議会 総合計画骨子(案)、意見交換
平成27年10月22日～ 平成27年10月26日	まちづくり懇談会(説明・意見交換)
平成27年11月17日	第6回諫早市総合計画審議会 総合計画(素案)たたき台、意見交換
平成27年11月20日	市議会全員協議会(説明・意見交換)
平成27年12月24日	総合計画(案)を総合計画審議会委員へ送付
平成27年12月25日～ 平成28年1月14日	総合計画(案)パブリックコメントの実施

第
1
章第
2
章第
3
章第
4
章基本
政策
1-1基本
政策
1-2基本
政策
2-1基本
政策
2-2基本
政策
2-3基本
政策
3-1基本
政策
3-2基本
政策
3-3基本
姿勢
4-1第
5
章資
料
編

月 日	内 容
平成28年1月21日	市議会全員協議会（説明・意見交換）
平成28年2月8日	第7回諫早市総合計画審議会及び諫早市まちづくり総合戦略推進会議合同会議 総合計画（案）説明、意見交換
平成28年2月9日	総合計画（案）答申
平成28年2月26日	「総合計画」議案提出
平成28年3月23日	市議会議決

諮問／答申

諮問書

27諫企第54号

平成27年5月22日

諫早市総合計画審議会会長 様

諫早市長 宮本明雄

第2次諫早市総合計画について（諮問）

諫早市総合計画審議会条例（平成17年条例第230号）第2条の規定に基づき、第2次諫早市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成28年2月9日

諫早市長 宮本明雄様

諫早市総合計画審議会

会長 黒田隆雄

第2次諫早市総合計画について（答申）

平成27年5月22日付27諫企第54号で本審議会に諮問された第2次諫早市総合計画について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

本計画の将来都市像である『ひとが輝く創造都市・諫早』の実現に向け、市民に笑顔があふれ、将来に希望を持ち安心して暮らせるまちづくりを目指した積極的な取組を望みます。

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

基本
政策
1-1

基本
政策
1-2

基本
政策
2-1

基本
政策
2-2

基本
政策
2-3

基本
政策
3-1

基本
政策
3-2

基本
政策
3-3

基本
姿勢
4-1

第
5
章

資
料
編

この計画書中で使用した写真は、諫早市が所有しているもののほか、次の方に御提供いただきました。
改めてお礼を申し上げます。

(50音順・敬称略)

- ・ フォトスタジオ「STUDIO MILK」
プロフォトグラファー 川原 孝子
- ・ 赤ちゃん専門フォトスタジオ「まるちゃん」
ベビグラファー 丸山 千晶



第2次 諫早市

総合計画

2016 ▶ 2025

isahaya city

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号
政策振興部 企画政策課
TEL : 0957-22-1500
URL : <http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/>